○電源立地地域対策交付金交付規則

制　定　平成十六年　二月　六日　経済産業省告示第二号

一部改正　平成十六年十二月　十日　文部科学省経済産業省告示第七号

一部改正　平成十七年　三月　一日　文部科学省経済産業省告示第一号

一部改正　平成十七年　九月二十七日　文部科学省経済産業省告示第五号

一部改正　平成十七年十二月二十二日　文部科学省経済産業省告示第七号

一部改正　平成十八年　九月二十五日　文部科学省経済産業省告示第五号

一部改正　平成十八年　十月　六日　文部科学省経済産業省告示第六号

全部改正　平成十九年　三月三十一日　文部科学省経済産業省告示第二号

一部改正　平成十九年十二月　十四日　文部科学省経済産業省告示第九号

一部改正　平成二十年　三月三十一日　文部科学省経済産業省告示第一号

一部改正　平成二十年　六月二十七日　文部科学省経済産業省告示第三号

一部改正　平成二十年　七月三十一日　文部科学省経済産業省告示第五号

一部改正　平成二十年　十二月　一日　文部科学省経済産業省告示第十一号

一部改正　平成二十一年　三月三十一日　文部科学省経済産業省告示第一号

一部改正　平成二十一年　九月　十四日　文部科学省経済産業省告示第三号

一部改正　平成二十二年　一月　八日　文部科学省経済産業省告示第一号

一部改正　平成二十二年　三月三十一日　文部科学省経済産業省告示第三号

一部改正	平成二十二年九月十三日	経済産業省	文部科学省	告示第五号
全部改正	平成二十三年四月十三日	経済産業省	文部科学省	告示第一号
一部改正	平成二十三年九月二十七日	経済産業省	文部科学省	告示第三号
一部改正	平成二十三年十二月二十七日	経済産業省	文部科学省	告示第四号
一部改正	平成二十四年四月六日	経済産業省	文部科学省	告示第三号
一部改正	平成二十四年九月十四日	経済産業省	文部科学省	告示第六号
一部改正	平成二十五年三月二十九日	経済産業省	文部科学省	告示第一号
一部改正	平成二十五年五月十六日	経済産業省	文部科学省	告示第二号
一部改正	平成二十五年七月三日	経済産業省	文部科学省	告示第三号
一部改正	平成二十五年七月八日	経済産業省	文部科学省	告示第四号
一部改正	平成二十六年一月二十二日	経済産業省	文部科学省	告示第一号
一部改正	平成二十七年四月一日	経済産業省	文部科学省	告示第四号
一部改正	平成二十七年十月十六日	経済産業省	文部科学省	告示第七号
全部改正	平成二十八年四月一日	経済産業省	文部科学省	告示第二号
一部改正	平成二十九年三月三十一日	経済産業省	文部科学省	告示第二号
一部改正	平成三十年三月三十日	経済産業省	文部科学省	告示第一号
一部改正	平成三十年九月二十八日	経済産業省	文部科学省	告示第四号
一部改正	平成三十一年四月一日	経済産業省	文部科学省	告示第五号

一部改正　令和元年　七月　一日　文部科学省経済産業省　告示第一号
一部改正　令和二年　四月　一日　文部科学省経済産業省　告示第一号
一部改正　令和三年　三月三十一日　文部科学省経済産業省　告示第二号
一部改正　令和三年　六月　三十日　文部科学省経済産業省　告示第四号
一部改正　令和四年　三月二十八日　文部科学省経済産業省　告示第一号
一部改正　令和五年　三月三十一日　文部科学省経済産業省　告示第一号
一部改正　令和六年　三月三十一日　文部科学省経済産業省　告示第二号
一部改正　令和八年　三月三十一日　文部科学省経済産業省　告示第一号
一部改正　令和八年　十月　十五日　文部科学省経済産業省　告示第二号

発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第八条第三項並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の規定を実施するため、電源立地地域対策交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

（通則）

第一条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号。以下「特会法施行令」という。）第五十一条第一項第一号、第八号及び第九号に規定する交付金（同項第八号に規定する交付金については、リサイクル研究開発促進交付金交付規則（平成九年経済産業省告示第百七号）、原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）、核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）、高速増殖炉サイクル技術研究開発推進交付金交付規則（平成二十年文部科学省告示第百三十四

号）及び原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成二十七年経済産業省告示第二百二十二号）により交付される交付金を除く。以下「交付金」という。）の交付については、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号。以下「整備法」という。）及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号。以下「整備法施行令」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号。）によるほか、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条　この規則において使用する用語は、整備法及び整備法施行令並びに特会法施行令において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　発電用施設等　原子力発電供用施設並びに発電事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号。以下「電事法」という。）第二条第一項第十五号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が設置する地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設

二　原子力発電密接関連施設　整備法施行令第三条各号に掲げる施設

三　原子力発電供用施設　原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設

四　換算出力　原子力発電密接関連施設の出力に相当するものであって、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の出力の欄に掲げる数

五　事業所　一又は二以上の原子力発電供用施設の設置の用に供される一の団地

六　大規模電源地域地点　同一都道府県内における既存の原子力発電供用施設の出力（換算出力を含む。以下この号において同じ。）の合計が一千万キロワットを超える都道府県内において、出力が三百万キロワットを超える原子力発電供用施設を新設し、又は増設する計画がある地点

七　重要電源開発地点　重要電源開発地点の指定に関する規程（平成十七年経済産業省告示第三十一号）により指定される地点

八　重要電源促進地点　「電源開発に係る地点の指定について」（平成十六年九月十日閣議了解）を踏まえ、電源開発の円滑な推進を図るために、資源エネルギー庁長官が指定する地点

九　所在市町村　発電用施設等が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十　隣接市町村　所在市町村に隣接する市町村であって、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十一　隣々接市町村　隣接市町村に隣接する市町村（所在市町村を除く。）であって、発電用施設等の設

置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十二　発電用施設等所在等市町村　所在市町村、隣接市町村又は隣々接市町村

十三　原子力発電供用施設所在市町村　原子力発電供用施設が設置され、又は設置が見込まれる地点をその区域内に含む市町村

十四　原子力発電供用施設隣接市町村　原子力発電供用施設所在市町村に隣接する市町村であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして次条各号に掲げる措置が必要と認められる市町村

十五　原子力発電供用施設隣々接市町村　原子力発電供用施設隣接市町村に隣接する市町村（原子力発電供用施設所在市町村は除く。）であって、原子力発電供用施設の設置及び運転の円滑化に資するものとして、次条各号に掲げる措置が特に必要と認められる市町村

十六　原子力発電供用施設所在等市町村　原子力発電供用施設所在市町村、原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村

十七　水力発電施設周辺市町村　対象水力発電施設（使用が開始された日から第十七条第一項の規定により第十二条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び第十二条第一項第一号において「申請年度」という。）の前会計年度の末日までの期間が十五年を超える発電事業者が設置する水力発電施設をいう。以下同じ。）がその区域内において設置されている市町村、これに隣接する市町村又は当該隣接する市町村に隣接する市町村（市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第四号）第二条の施行の日（平成十四年三月三十一日）以降に二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）の日以前に当該施設の着工が確実になった場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とする。）であって、次のイ及びロに該当する市町村

イ　申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等（別表第二に掲げるものをいう。以下同じ。）であって対象水力発電施設に係るものの評価出力（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる出力をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が千キロワット以上である市町村

ロ　申請年度において、その区域に含まれる特定区分施設等であって対象水力発電施設に係るものの基準発電電力量（別表第三の上欄に掲げる特定区分施設等の設置の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる電力量をいう。以下第十二条において同じ。）の合計が五百万キロワット時以上である市町村

十八　所在都道府県　所在市町村をその区域に含む都道府県

十九　原子力発電供用施設所在等都道府県　原子力発電供用施設所在等市町村をその区域に含む都道府県

（交付の対象）

第三条　主務大臣は、必要と認める場合は、予算の範囲内において、発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者に対し、次の各号に掲げる措置の区分ごとに行う事業に要する経費（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が行う措置の区分ごとに行う事業に要する経費について当該市町村をその区域に含む都道府県が行う第十二条に規定する交付限度額に係る交付金の交付に要する経費を含む。）の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。なお、当該交付金の交付の対象となる事業のうちその経費の全部又は一部に交付金が充てられる事業の一部に、収益が生ずる可能性があると認められる事業が含まれる場合には、交付の目的に照らして適当と認められる場合に限り交付金を交付するものとする。

一　地域振興計画作成等措置（地域の振興に関する計画の作成又は発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資する知識の普及等に係る措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

二　発電用施設温排水有効利用措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用方法の実施に関する調査に係る措置をいう。以下同じ。）

三　発電用施設温排水有効利用実証調査等措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設から排出される温水の有効な利用に関する実証調査、研修、広報、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置をいう。以下同じ。）

四　発電用施設温排水影響事業支援措置（原子力発電施設、地熱発電施設又は火力発電施設の設置が見込まれる地点の周辺地域において行われる種苗生産、飼料供給、研修、試験研究その他の温排水の影響を受ける事業に係る支援措置をいう。以下同じ。）

五　発電用施設温排水等有効利用施設整備等措置（原子力発電施設、地熱発電施設若しくは火力発電施設から排出される温水若しくは蒸気の有効な利用を行うための施設の整備又は運営に係る措置（当該措置のために行う温水又は蒸気の有効な利用に関する調査、試験研究の実施又は計画の策定に係る措置を含む。）をいう。以下同じ。）

六　公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）

七　企業導入・産業活性化措置（発電用施設等所在等市町村の住民が通常通勤することができる地域（当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内のものに限る。以下「事業地域」という。）への企業の導

入の促進のための事業、地域の産業の近代化及び活性化のための事業、地域の産業関連技術の振興のための事業、事業地域に立地する企業に対する設備（土地及び建物を含む。）の取得等に要する費用に充てるための資金の貸付に係る事業その他これらに準ずる措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

八　福祉対策措置（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設又はスポーツ・レクリエーション施設の整備又は運営その他の住民の福祉の向上を図るための措置（災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

九　地域活性化措置（地域特有の産品等の開発及び普及その他地域の産業振興に資する事業、地域の特性を活用して当該地域の魅力を向上する事業、地域における福祉サービスを提供する事業、地域の自然環境等の維持・保全及び向上を図る事業、地域住民の生活利便性向上に資する事業並びに地域の人材育成に資する措置（前二号に掲げる措置に係るものを除き、災害からの住民の安全確保にも資する措置を含む。）をいう。以下同じ。）

十　給付金交付助成措置（原子力発電供用施設所在等市町村において小売電気事業者等（電事法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者（以下「一般送配電事業者」という。）又は同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）から電気の供給を受けている者に対する給付金（以下「原子力立地給付金」という。）の交付（以下「原子力立地給付金交付事業」という。）を行う者に対し原子力発電供用施設所在等都道府県が行う原子力立地給付金交付事業に要する費用に充てるための補助金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

十一　給付金加算等措置（原子力立地給付金の加算又は発電用施設等所在等市町村において小売電気事業者等から電気の供給を受けている者に対する給付金の交付に係る措置をいう。以下同じ。）

2　事業ごとの対象経費（以下「交付対象経費」という。）は、以下のとおりとする。

一　事業費

(1)　工事費
(2)　用地費及び補償費
(3)　調査設計費
(4)　設備費
(5)　調査費、広報費及び研修費
(6)　維持運営費
(7)　事業運営費
(8)　附帯雑費

二　補助金　(9)　一般事務費
(1)　補助金　(1)　補助金　(2)　一般事務費
三　出資金　(2)　一般事務費
(1)　出資金
四　貸付金　(2)　一般事務費
(1)　貸付金
五　基金造成費（三号に掲げるものを除く。）　(2)　一般事務費
(1)　事業運営基金
(2)　施設整備基金
(3)　維持補修基金
(4)　維持運営基金
(5)　一般事務費
六　給付金事業助成費
(1)　原子力立地給付金助成費
(2)　給付金加算等助成費
(3)　一般事務費

（交付金の算定期間、交付期間及び交付限度額）

第四条　発電用施設等所在等市町村若しくは当該市町村をその区域内に含む都道府県又は整備法施行令第八条第二項に掲げる者が行う前条各号に掲げる措置に要する経費に充てるために交付することができる交付金の算定期間若しくは交付期間は、次条から第十五条までに定める期間とし、交付金の交付限度総額は、次条から第十五条までに定める交付限度額の合計額とする。

第五条　発電の用に供する施設の設置が見込まれる一の地点に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の表の施設の欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の期間の欄に掲げる期間において、同表の措置の欄に掲げる措置に要する費用に充てるときは、同表の金額の欄に掲げる金額とする。

施設	期間	措置	金額
原子力発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこの限りでない。）	A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第十一号まで）	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）
	B	第三条第一項第一号から第十一号まで	毎会計年度九億八千万円。（大規模電源地域地点においては十二億三千万円）（特に必要と認められる場合は、毎会計年度十億円を限度として加算することができる。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五十一億五千万円（大規模電源地域地点においては六十億円）（期間Ａにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、これらの金額から当該加算した金額を合計した金額を減じた金額）を超えないものとし、十二億円は重要電源開発地点に指定された後に交付するものとする。
地熱発電施設（出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又	C		毎会計年度八千万円。
	A	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	毎会計年度五千万円。
	D	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号	毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度二億五千万円。ただし

は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。）	E		火力発電施設（沖縄県の区域に設置を予定している出力三十五万キロワット以上のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあつてはこの限りでない。）	
まで	E		A	第三条第一項第一号から第三号まで及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで）
、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。）	E	毎会計年度五千万円。	A	毎会計年度五千万円。
	E	毎会計年度五千万円。	D	第三条第一項第一号から第三号まで及び第六号から第十一号まで 毎会計年度五千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点であつて石炭を主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億五千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が六億五千万円を超えないものとする。重要電源開発地点又は重要電源促進地点であつて液化天然ガスを主たる燃料とするものについては、毎会計年度二億円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が五億五千万円を超えないものとする。）
水力発電施設（出力三十五万キロワット以上	A	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号から	A	毎会計年度四千万円。

のものに限る。ただし、重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあってはこの限りでない。）		混合酸化物燃料の加工施設（整備法施行令第三条第八号に掲げる施設をいう。以下同じ。）		使用済燃料の貯蔵施設	
D	E	F	G	H	I
第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで		第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで
毎会計年度四千万円。（重要電源開発地点又は重要電源促進地点にあっては、毎会計年度一億四千万円。ただし、毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額が四億円を超えないものとする。）	毎会計年度四千万円。	毎会計年度一億四千万円。	毎会計年度九億八千万円。	毎会計年度一億四千万円。（特に必要と認められる場合は、毎会計年度二億円を限度として加算することができる。ただし、当該加算した金額を合計した金額が五億円を超えないものとする。）	毎会計年度九億八千万円。（ただし、期間Hにおいて特に必要と認められて交付金の加算を行った場合には、当該加算した金額を合計した金額と毎会計年度の交付金の交付額を合計した金額との合計額が十九億六千万円を超

に二い処以百二律にの射分る号第第令三（関設種たて物汚染さよれっ料質（廃棄施設（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（平成二十二年政令第二百四十号）第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）に掲げる廃棄物を除く。）の最終処分（廃棄物処理法第九条の三第一項又は第十三条の三第一項の規定により埋立処分を行う場合にあっては、当該埋立処分に係る廃棄物の最終処分を終了するまでの間）を行う事業（以下「特定廃棄物最終処分事業」という。）を総合的かつ効率的に推進するため、特定廃棄物最終処分事業を行う者（以下「特定廃棄物最終処分事業者」という。）に対し、毎会計年度一億四千万円。ただし、当該特定廃棄物最終処分事業者が第三条第一項第一号及び第六号から第十一号までに掲げる廃棄物を処分する場合にあっては、毎会計年度九億八千万円。）を交付することにより、特定廃棄物最終処分事業の円滑な実施を図ることを目的とする。		

最終処分及び最終処分と同一の処分を除く。）施設	特定放射性廃棄物の最終処分施設（整備法施行令第三条第十三号に掲げる施設をいう。以下同じ。）		深地層研究施設（整備
	L	M	N
	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）	第三条第一項第一号及び第六号から第十一号まで	第三条第一項第一号及び第九号（特に必要と
	毎会計年度二億一千万円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として文献調査を実施した場合は、毎会計年度一億四千万円。（令和八年度までに文献調査（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象としたものを除く。）が開始された場合に限り毎会計年度十億円。ただし、期間Ｌの交付金の交付額を合計した金額が二十億円を超えないものとする。）	毎会計年度二十億円。ただし、最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、毎会計年度九億八千万円。（期間Ｌと重複する会計年度においては、期間Ｌの交付金の交付額を減じた金額）ただし、期間Ｍの交付金の交付額を合計した金額（期間Ｌと重複している場合、期間Ｌの交付額を除く。）が七十億円（最終処分法第二条第九項に掲げる第二種特定放射性廃棄物のみを対象として概要調査を実施した場合は、三十四億三千万円）を超えないものとする。	毎会計年度八千万円。

法施行令第三条第十四号に掲げる施設をいう。以下同じ。）

認められる場合は、同項第一号及び第六号から第十一号まで）

（備考）

一　Aは、発電事業者が立地可能性調査（地質、気象、海象の調査その他の発電用施設等の立地地点を定めるための調査をいう。以下同じ。）を開始した日の属する会計年度の翌年度から当該発電事業者が環境影響評価を開始した日（電事法第四十六条の五の規定により環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「評価法」という。）第五条第一項に規定する環境影響評価方法書を経済産業大臣に届け出た日をいう。ただし、評価法第三条の三第一項に規定する計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成した場合にあっては、同法第三条の四第一項の規定により配慮書を経済産業大臣に送付した日をいう。）の属する会計年度までの期間（ただし、所在都道府県の知事が原子力発電施設の設置に係る意見を留保し、かつ、環境影響評価の開始に係る同意を行う旨を公文書等において明示したときは、発電用施設等の設置の円滑化に資するために特に必要と認められる場合に限り、電事法第四十六条の十九の規定により読み替えて適用される評価法第二十七条に規定する環境影響評価書の縦覧期間が満了した日の属する会計年度までの期間）

二　Bは、Aの終期の翌年度から十年間

三　Cは、Bの終期の翌年度から原子力発電施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

四　Dは、Aの終期の翌年度から五年間

五　Eは、Dの終期の翌年度から発電用施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

六　Fは、混合酸化物燃料の加工施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日（過去に立地可能性調査と同等の調査を行っている場合にあっては、当該事業者が所在都道府県に立地の申入れを行った日）の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

七　Gは、Fの終期の翌年度から二年間

八　Hは、使用済燃料の貯蔵施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計

までの期間

九　Ｉは、Ｈの終期の翌年度から二年間

十　Ｊは、廃棄施設の設置を行おうとする者が立地可能性調査を開始した日の属する会計年度から所在都道府県の知事が当該事業者に当該施設の設置に係る同意を行った日の属する会計年度までの期間

十一　Ｋは、Ｊの終期の翌年度から二年間

十二　Ｌは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第六条第一項に規定する文献調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十三　Ｍは、原子力発電環境整備機構が最終処分法第七条第一項に規定する概要調査を開始した日の属する会計年度から最終処分法第八条第一項に規定する精密調査を開始した日の属する会計年度までの期間

十四　Ｎは、深地層研究施設に係る所在市町村が行う立地可能性調査の要請を受けて機構が立地可能性調査を開始した日又は機構が所在市町村に対して当該施設の設置若しくは立地可能性調査の申入れを行った日の属する会計年度から当該深地層研究施設の使用が開始された日の属する会計年度までの期間

第六条　原子力発電施設等（原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。）を除く。以下この条において「対象原子力発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、対象原子力発電施設等ごとに次のイの算式により算定した金額にロの算式により算定した値を乗じて得た金額とする。

イ　ａ×ｂ

ａは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の金額の欄に掲げる金額

ｂは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

ロ

当該原子力発電施設のうち当該市町村に係る部分の予定建設費
対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の原子力発電供用施設隣接市町村及び原子力発

2

電供用施設隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、当該対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

3　一の対象原子力発電施設等に係る前二項の交付金は、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該対象原子力発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

4　主務大臣は、対象原子力発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該対象原子力発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、第三項及び第四項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

6　市町村合併により、対象原子力発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の当該対象原子力発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村の区域とみなして前項までの規定を適用する。

第七条　整備法第二条に規定する地熱発電施設、火力発電施設（沖縄県以外の区域のものにあっては、整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれるものに限る。）及び水力発電施設（以下この条において「地熱発電施設等」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　当該市町村の区域において一の地熱発電施設等の設置の工事が行われる場合　イの算式により算定した金額若しくはロの算式により算定した金額のいずれか低い金額にハの算式により算定した値を乗じて得た金額（以下この条において「出力等単位金額」という。）又はニの算式により算定した金額のいずれか低い金額（以下この条において「単位金額」という。）に別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数を乗じて得た金額

イ　$a \times b$

a は、別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる金額

b は、当該地熱発電施設等の出力をキロワットを単位として表した数

ロ　当該地熱発電施設等の予定建設費×$\frac{1.4}{100}$×$\frac{1}{4}$

ハ　当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費

当該地熱発電施設等の予定建設費

ニ　｛（２．２×α－β）（１＋γ）^{n}×$\frac{4}{3}$＋A×$\frac{1.4}{100}$｝×$\frac{1}{4}$

α　当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度の前々会計年度（以下「基準会計年度」という。）における当該市町村の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十一条の規定により算定した基準財政需要額

β　基準会計年度における当該市町村の地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額

γ　地方交付税法第六条の二第二項に規定する普通交付税の総額の基準会計年度以前五年間の年平均伸び率

n　地熱発電施設及び火力発電施設である場合にあっては五（石炭を主たる燃料とするものである場合にあっては六）、水力発電施設である場合にあっては七

A　当該地熱発電施設等のうち当該市町村に係る部分の予定建設費（建物の建設に係るものに限る。）

二　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合　次のイからハまでに掲げる地熱発電施設等ごとに、それぞれイからハまでに定める金額の合計額

イ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、最初に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「一号機」という。）　前号に定める金額

ロ　当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行われる場合であって、二番目に設置の工事が開始されるもの（以下この条において「二号機」という。）　次の算式により算定した金額

（Ｂ－Ｃ）×t_1＋Ｄ×t_2

Bは、一号機に係る出力等単位金額と二号機に係る出力等単位金額の合計額又は二号機について前号ニの算式により算定した金額（当該金額が一号機について前号ニの算式により算定した金額より小さいときは、一号機に係る当該金額）のいずれか低い金額

Cは、一号機の単位金額（t_1は、二号機の設置の工事が開始される日から一号機の設置の工事が開始される日からそれぞれ別表第四の上欄に掲げる地熱発電施設等の種類に応じ同表の下欄に掲げる数を年を単位として表した期間を経過した日（以下「係数経過日」という。）より遅い場合にあっては、一号機に係る係数経過日）又は二号機に係る係数経過日のいずれか早い日までの期間を年を単位として表した数

Dは、二号機の単位金額（t_2は、二号機に係る別表第四の下欄に掲げる数からt_1を減じた数

ハ　三番目以降に設置の工事が開始されるもの　ロの算定方法に準じて算定した金額

2　前項に定める金額が、次の各号に掲げる場合に応じそれぞれ当該各号に定める金額に満たない場合には、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域における交付金の交付限度額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一　当該地点が一の市町村の区域に属する場合　五千五百万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、四千万円）

二　当該地点が二又は三の市町村の区域に属する場合　四千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、二千五百万円）

三　当該地点が四以上の市町村の区域に属する場合　一億一千万円（当該地点に属する地熱発電施設等の出力が五千キロワット未満である場合にあっては、八千万円）を当該市町村の数で除して得た金額

3　前項の場合にあっては、交付金の交付限度額は、一号機に係る金額について前項の規定を適用して得た金額とれる場合において、当該市町村の区域において二以上の地熱発電施設等の設置の工事が併行して行わその他の地熱発電施設等に係る金額について、前項中「五千五百万円」とあるのは「四千四百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「二千万円」と、「八千万円」とあるのは「六千四百万円」と読み替えて同項の規定を準用して得た金額の合計額とする。

4　地熱発電施設等（水力発電施設を除く。以下この項において同じ。）が設置される地点が属する市町村の隣接市町村及び隣々接市町村の区域における交付金の交付限度額は、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域における交付金の交付限度額と同額とする。

5　一の地熱発電施設等に係る前四項の交付金は、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該地熱発電施設等の設置の工事が終了する日が属する会計年度までの五年後の会計年度の期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、地熱発電施設等の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該地熱発電施設等の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

7　主務大臣は、第五項及び第六項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

8　市町村合併により、地熱発電施設等が設置される地点が属する市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該地熱発電施設等の着工が確実となった場合にあっては、当該区域内の地熱発電施設等に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第八条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）が設置される地点が属する一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、別表第五の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）が設置される地点が属する市町村の区域のうち一の市町村の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――
複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県の区域に対して交付することができる交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設が設置される地点が属する全ての市町村の区域（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。ただし、当該交付限度額には、第一項の交付限度額は含まないものとする。この場合において、当該交付金は

、当該都道府県の区域での事業に要する経費に充てるものとする。

4　一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、当該施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度から当該施設の設置の工事が終了する日が属する会計年度の五年後の会計年度までの期間に交付するものとする。ただし、主務大臣がやむを得ないと認める事由により交付の対象となる事業が当該期間内に終了しないときは、二年に限り、当該期間を超えて交付金を交付することができる。

5　主務大臣は、原子力発電密接関連施設の設置の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、当該施設の関連施設の設置の工事が開始される日が属する会計年度以降であって、別に主務大臣が定める会計年度から交付金を交付することができる。

6　主務大臣は、前二項に定める交付期間に交付する交付金について、交付期間の各年度に均等に配分するよう努めなければならない。

第九条　一の原子力発電供用施設所在等都道府県に対して交付することができる当該原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれる一の市町村に係る毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる算式により算定した金額に十二を乗じて得た金額と当該金額のうち給付金交付助成措置に係る金額の三・五パーセントに当たる金額との合計額とする。

一　原子力発電供用施設所在市町村及び原子力発電供用施設隣接市町村のうちその区域内において、原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路の設置が行われている市町村（第四号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\alpha$$

Aは、第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号において「申請年度」という。）の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電灯需要家（小売電気事業者等から電灯需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の数とする。

Bは、申請年度の前会計年度の十月一日における当該市町村の区域内の電力需要家（小売電気事業者等から電力需要に充てるため電気の供給を受けている者をいう。以下同じ。）の契約電力をキロワットを単位として表した数の合計数とする。

αは、別表第六の上欄に掲げる当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用

施設の毎年十月一日（以下この項において「基準日」という。）の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）にあっては施設の出力（整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）、機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電施設にあっては整備法施行令第二条に定める規模以上のものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）の合計出力の中に昭和五十六年度以降設置施設（以下「昭和五十六年度以降設置施設」という。）に係るものが含まれる場合にあっては、当該合計出力の区分に応じ、それぞれ別表第六の下欄に掲げる金額とする。）が廃止されたことに伴い、(1)又は(2)のａが減少し、当該割増単価が前会計年度の割増単価を超える場合にあっては、前会計年度の割増単価とする。）。

(1)　１＋０．５×$\frac{b}{a}$

ａは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている原子力発電供用施設（市町村合併の日以前に着工が確実になったものを含む。）の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

ｂは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている昭和五十六年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

(2)　（１＋０．５×$\frac{b}{a}$）×（１＋０．５×$\frac{c}{a}$）

ａ及びｂは、それぞれ(1)に定めるところによる。

cは、当該市町村に係る事業所において設置が行われている平成四年度以降設置施設の基準日の属する月の前々月の末日（当該原子力発電供用施設が四月一日から八月三十一日までの間に廃止される場合にあっては、当該廃止の日）における設備能力の合計出力

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$\left(C+D\times\frac{1}{2}\right)\times\alpha$$

Cは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電灯需要家の数（ただし、契約使用期間（需給契約上あらかじめ電気を使用できる期間を設定した場合の当該期間をいう。）を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）とする。

Dは、原子力立地給付金の交付の対象となる当該市町村の区域内の基準日の電力需要家の契約電力をキロワットを単位として表した数（ただし、契約使用期間を有する契約種別により小売電気事業者等から電気の供給を受けている原子力立地給付金の交付対象者にあっては、契約電力をキロワットを単位として表した数に、基準日の属する月の前十二月分において、原子力立地給付金の交付対象者の各月分の検針日の前日に電気を使用した月を一の単位として表した数に十二分の一を乗じて得た数）の合計数とする。

αは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$\left(C+B\times\frac{1}{2}\right)\times\alpha$$

Cは、ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

（Ａ＋Ｄ×$\frac{1}{2}$）×α

Ａ及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Ｄは、ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ｃ＋Ｂ×$\frac{1}{4}$＋Ｄ×$\frac{1}{4}$）×α

Ｃ及びＤは、それぞれロに定めるところによる。

Ｂ及びαは、それぞれイに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ａ＋Ｂ×$\frac{1}{4}$＋Ｄ×$\frac{1}{4}$）×α

Ａ、Ｂ及びαは、それぞれイに定めるところによる。

Ｄは、ロに定めるところによる。

二　原子力発電供用施設隣接市町村（当該市町村に係る原子力発電供用施設所在市町村をその区域に含む原子力発電供用施設所在等都道府県の区域に含まれないものであってその中心の市街地と当該所在市町村の区域に含まれる事業所との距離が十キロメートル以上のもの（以下この条において「遠距離隣接市町村」という。）並びに第一号及び第四号から第六号までに掲げるものを除く。）及び原子力発電供用施設隣々接市町村（第六号及び第七号に掲げるものを除く。）

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

（Ａ＋Ｂ×$\frac{1}{2}$）×α×$\frac{1}{2}$

Ａ、Ｂ及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$\frac{1}{1}$

（C＋D×－）×α×－

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

α　は、前号イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

（C＋B×－）×α×－

Cは、前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

（A＋D×－）×α×－

A及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

Dは、前号ロに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（C＋B×－＋D×－）×α×－

C及びDは、それぞれ前号ロに定めるところによる。

B及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（A＋B×－＋D×－）×α×－

Ａ、Ｂ及びαは、それぞれ前号イに定めるところによる。
Ｄは、前号ロに定めるところによる。
三　原子力発電供用施設隣接市町村（遠距離隣接市町村に限り、第四号から第六号までに掲げるものを除く。）
イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合
$$（Ａ＋Ｂ×\frac{1}{2}）×α×\frac{2}{5}$$
Ａ、Ｂ及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。
ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合
$$（Ｃ＋Ｄ×\frac{1}{2}）×α×\frac{2}{5}$$
Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。
αは、第一号イに定めるところによる。
ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合
$$（Ｃ＋Ｂ×\frac{1}{2}）×α×\frac{2}{5}$$
Ｃは、第一号ロに定めるところによる。
Ｂ及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。
ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合
$$（Ａ＋Ｄ×\frac{1}{2}）×α×\frac{2}{5}$$
Ａ及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。
Ｄは、第一号ロに定めるところによる。
ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び

電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ｃ＋Ｂ×－$\frac{1}{2}$＋Ｄ×－$\frac{1}{4}$）×α×－$\frac{1}{5}$

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Ｂ及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ａ＋Ｂ×－$\frac{1}{2}$＋Ｄ×－$\frac{1}{4}$）×α×－$\frac{1}{5}$

Ａ、Ｂ及びαは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Ｄは、第一号ロに定めるところによる。

四　原子力発電供用施設所在市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

（Ａ＋Ｂ×－$\frac{1}{2}$）×β

Ａ及びＢは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

βは、当該市町村を原子力発電供用施設所在市町村として算定して得たα（第一号イに定めるところによる。以下この項において同じ。）と当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得たαの三分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、βが当該市町村に係る全ての事業所が当該市町村の区域に含まれるものとして算定して得たαを超える場合にあっては、βは、そのαとする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

（Ｃ＋Ｄ×－$\frac{1}{2}$）×β

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\beta$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\beta$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2}+D\times\frac{1}{4})\times\beta$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2}+D\times\frac{1}{4})\times\beta$$

4　4　A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

βは、イに定めるところによる。

五　二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$(A+B\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

γは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαのうち、高いものの二分の一に当たる金額と低いものの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。ただし、当該市町村がいずれも遠距離隣接市町村である場合にあつては、当該金額の五分の四に当たる金額とする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

γは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\gamma$$

Cは、第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

γは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあつては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

（Ａ＋Ｄ×$\frac{1}{2}$）×γ

Ａは、第一号イに定めるところによる。

Ｄは、第一号ロに定めるところによる。

γは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ｃ＋Ｂ×$\frac{1}{4}$＋Ｄ×$\frac{1}{4}$）×γ

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Ｂは、第一号イに定めるところによる。

γは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

（Ａ＋Ｂ×$\frac{1}{4}$＋Ｄ×$\frac{1}{4}$）×γ

Ａ及びＢは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Ｄは、第一号ロに定めるところによる。

γは、イに定めるところによる。

六　原子力発電供用施設隣接市町村であり、かつ、原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

（Ａ＋Ｂ×$\frac{1}{2}$）×δ

Ａ及びＢは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

δは、当該市町村を原子力発電供用施設隣接市町村として算定して得たαの二分の一に当たる金額と当該市町村を原子力発電供用施設隣々接市町村として算定して得たαの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$(C+D\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Ｃは、第一号ロに定めるところによる。

Ｂは、第一号イに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$(A+D\times\frac{1}{2})\times\delta$$

Ａは、第一号イに定めるところによる。

Ｄは、第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4})\times\delta$$

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Ｂは、第一号イに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$\left(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4}\right)\times\delta$$

Ａ及びＢは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Ｄは、第一号ロに定めるところによる。

δは、イに定めるところによる。

七　二の原子力発電供用施設所在市町村に係る原子力発電供用施設隣々接市町村である市町村

イ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第一号から第九号まで又は第十一号である場合

$$\left(A+B\times\frac{1}{2}\right)\times\varepsilon$$

Ａ及びＢは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

εは、当該市町村についてそれぞれ算定して得たαの四分の一に当たる金額を合計した金額とする。

ロ　当該市町村に係る措置が第三条第一項第十号である場合

$$\left(C+D\times\frac{1}{2}\right)\times\varepsilon$$

Ｃ及びＤは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ハ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家に係るものに限る。）である場合

$$\left(C+B\times\frac{1}{2}\right)\times\varepsilon$$

Ｃは、第一号ロに定めるところによる。

Ｂは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ニ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家に係るものに限る。）である場合

$$\left(A+D\times\frac{1}{2}\right)\times\varepsilon$$

Aは、第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ホ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電灯需要家の全部及び電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$\left(C+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4}\right)\times\varepsilon$$

C及びDは、それぞれ第一号ロに定めるところによる。

Bは、第一号イに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

ヘ　当該市町村に係る措置が第三条第一項各号（同項第十号の場合にあっては、電力需要家の二分の一に係るものに限る。）である場合

$$\left(A+B\times\frac{1}{4}+D\times\frac{1}{4}\right)\times\varepsilon$$

A及びBは、それぞれ第一号イに定めるところによる。

Dは、第一号ロに定めるところによる。

εは、イに定めるところによる。

2　一の原子力発電供用施設が前項の算式による算定の対象となる期間は、当該原子力発電供用施設の設置の工事が開始された日が属する会計年度から当該原子力発電供用施設が廃止される日が属する会計年度までとする。

3　市町村合併により、第一項各号の区分に変更があった場合又は原子力発電供用施設所在市町村の区域に

変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして第一項の規定を適用する。この場合において、市町村合併により原子力発電供用施設所在市町村となる市町村であって、第一項第二号の市町村にあっては、同号中「$\alpha \times \frac{1}{2}$」とあるのは「合併前の$\alpha \times \frac{1}{2}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第三号の市町村にあっては、同号中「$\alpha \times \frac{2}{5}$」とあるのは「合併前の$\alpha \times \frac{2}{5}$と合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第五号の市町村にあっては、同号中「γ」とあるのは「合併前のγと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第六号の市町村にあっては、同号中「δ」とあるのは「合併前のδと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と、同項第七号の市町村にあっては、同号中「ε」とあるのは「合併前のεと合併する原子力発電供用施設所在市町村が該当する各号中のα又はβとの平均した額」と読み替えて適用する。

4　市町村合併により、合併前に原子力発電供用施設所在等市町村以外であった市町村が原子力発電供用施設所在市町村となる場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実になった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併する原子力発電供用施設所在市町村が第一項第一号の場合には、同号の「$\alpha \times \frac{1}{2}$」と、同項第四号の場合には、同号の「$\beta \times \frac{1}{2}$」と読み替えて第一項の規定を適用する。

第十条　一の電力移出県等（次の各号のいずれにも該当する道府県をいう。以下この条及び第三十三条にお

いて同じ。）に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次項及び第三項に定めるところにより算定した金額とする。

一　第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この号及び別表第七において「申請年度」という。）において、その区域内において設置が行われている一の発電用施設等に係る別表第七に基づき算定される発電電力量を全ての発電用施設等について合計した電力量（以下この条において「道府県発電電力量」という。）がその区域内における消費電力量（申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（別表第七において「対象期間」という。）のものをいう。以下同じ。）を合計した電力量の一・五倍以上である道府県

二　工業再配置促進法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第百七十八号）（以下「廃止整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の工業再配置促進法施行令（昭和四十七年政令第三百八十三号）第二条に定める道県又はその区域内における同令別表第三に掲げる市町村の区域の面積の和がその面積の二分の一以上である府県

2　一の電力移出県等に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該電力移出県等の移出電力量（当該電力移出県等の道府県発電電力量からその区域内における消費電力量を差し引いて得た電力量をいう。以下同じ。）をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額とする。

3　第二項の規定による一の電力移出県等に対して交付することのできる交付限度額と、別表第七の表（一）中「一・六」とあるのは「一・八」と、「二・〇」とあるのは「一・二」と、「一・三」とあるのは「一・八」と読み替えて算定して得られる当該電力移出県等の移出電力量をメガワット時を単位として表した数に二十七円を乗じて得た金額との差額（以下この条において「市町村枠」という。）については、原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の着工が確実になった場合であって、当該原子力発電供用施設、地熱発電施設、火力発電施設及び水力発電施設の所在市町村が合併することにより新たに隣接市町村となる市町村を除き、発電用施設周辺地域整備法第四条第七項の規定により作成された同意を受けた同条第一項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により同項後段に規定する市町村に該当する市町村に該当する場合にあっては、同項後段に規定する市町村並びに整備法第十条第三項の規定により作成された同意を含む。）が行う第一項に規定する利便性向上等事業計画が同条第二項に規定する市町村枠が一億五千万円未満であるものとする。ただし、

る場合はこの限りでない。

４　この条における交付限度額の配分は、一の発電用施設等の発電電力量の道府県発電電力量に対する比率（以下この号において「発電電力量比率」という。）に応じて、当該発電用施設等に係る事業地域で行われる第三条第一項各号に掲げる措置に要する費用に配分することを原則とし、特に一の地域に設置が行われている発電用施設等の発電電力量比率の合計が五割を超える場合にあっては、これらの発電用施設等に係る事業地域で行われる当該措置に要する費用として、総交付額の五割以上の比率の配分を行うものとする。

５　前二項の規定により難い場合として認められる場合は、この限りでない。

６　一の電力移出県等の区域内において設置が行われている発電用施設等のうち、第二項の算定の対象となる期間は、当該発電用施設等の設置の工事が開始された日が属する会計年度の翌会計年度から当該発電用施設等が廃止される日（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）が属する会計年度までとする。

第十一条　原子力発電供用施設（第十七条第一項の規定によりこの条の規定に基づく交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度（以下この条及び別表第十五において「申請年度」という。）において、第六条第一項、第八条及び第十四条の規定に基づく交付金の交付が行われないものに限る。以下この条において「対象原子力発電供用施設」という。）がその区域内において設置されている一の市町村（以下この条及び第三十三条において「対象原子力発電供用施設所在市町村」という。）に対して交付することができる毎会計年度の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ＋Ｉ＋Ｊ＋Ｋ＋Ｌ

一　Ａは、別表第八の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

二　Ｂは、別表第九の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所（原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。）の設置の用に供されるものに限る。次号において同じ。）の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の前会計年度の末日までの期間が十五年未満のものを除く。以下同じ。）

の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

三　Cは、別表第十の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）のうち、使用が開始された日から当該施設の使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のものをいう。ただし、当該施設の使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が三十年未満のものを除く。以下同じ。）の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第四号に規定する原子炉であって試験研究の用に供するもの（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年政令第三百二十四号）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）については、前段の金額に、これらの施設の申請年度の前会計年度の末日における設備能力の合計出力に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

四　Dは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の三第一項第二号ニ又は研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）第三条第一項第二号ニに規定する核燃料物質の貯蔵設備であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

（$F_0 - 1.48 \times r_0$）×400,000×α

F_0は、対象使用済燃料（使用済燃料であって、申請年度の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十五において「対象期間」という。）の末日（以下この条において「基準日」という。）において原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものが設置されている事業所に現に貯蔵されているものをいう。ただし、基準日において当該原子炉に初めて装荷された燃料の一・四八炉心分の重量を超えて当該事業所に現に貯蔵されている場合に限る。以下この条及び第三十三条において同じ。）であって、当該試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている試験研究用等原子炉としての号において同じ。）。

r_0は、当該試験研究用等原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

α　$F_0-1.48\times r_0$が０以下の場合には０とし、それ以外の場合には１とする。

Ｅは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）第三条第一項第二号ニで定める核燃料物質を貯蔵するための設備（以下この号において「貯蔵設備」という。）であって別表第十一の上欄に掲げるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$\left\{(W_0+d_0+w_0)-1.48\times c_0\right\}\times(\nu+\theta)+F\times\nu+D\times\nu+E_0+S$$

W_0は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備（貯蔵設備であって、使用済燃料を水中で貯蔵する方法を用いるものをいう。以下この条において同じ。）に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

d_0は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備（貯蔵設備であって、使用済燃料を気体中で貯蔵する方法を用いるものをいう。以下この条において同じ。）に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

w_0は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した値からW_0及びd_0を除いた値とする（以下この号において同じ。）。

c_0は、当該実用発電用原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

γ　$W_0-1.48\times c_0$が０以下の場合には０とし、それ以外の場合には次の算式により算定して得た値とする。

$$\frac{W_0-1.48\times c_0}{(W_0+d_0+w_0)-1.48\times c_0}\times 130,000$$

δは、$W_0-1.48\times c_0$がイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\dfrac{d_{0}}{d_{0}+w_{0}}\times 200,000$

ロ　$\dfrac{d_{0}}{(W_{0}+d_{0}+w_{0})-1.48\times c_{0}-W_{0}'}\times 200,000$

E'は、$(W_{0}-1.48\times c_{0})-W_{0}'$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とする。

イ　$(W_{0}-1.48\times c_{0})\times 130,000$

ロ　W_{0}'は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

γ'は、$W_{0}-1.48\times c_{0}$が0以下の場合には0とし、それ以外の場合には1とする。

D'は、$W_{0}-1.48\times c_{0}$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\frac{1}{2}(W_{0}+d_{0}+w_{0})-1.48\times c_{0}\}\times\delta'$

ロ　d_{0}'は、対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

δ'は、$\{(W_{0}+d_{0}+w_{0})-1.48\times c_{0}\}\times d_{0}\div(d_{0}+w_{0})-d_{0}'$が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

i　$\dfrac{d_{0}}{d_{0}+w_{0}}\times 200,000$

d_0、w_0

ii　$\dfrac{(W_0+d_0+w_0)-1.48\times c_0}{d_0}\times 200,000$

E_0は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に特定実用発電用貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものをいう。以下この号において同じ。）のみが貯蔵されている場合には０とし、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備にその他実用発電用貯蔵使用済燃料（対象使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているもののうち特定実用発電用貯蔵使用済燃料以外のものをいう。以下この号において同じ。）が貯蔵されている場合には、当該その他実用発電用貯蔵使用済燃料をその燃料として使用した実用発電用原子炉ごとに、次の算式により算定して得た値の合計値とする。

$\{(W_i+w_{0i}+d_{0i}+w_i)-1.48\times c_i\}\times(\varepsilon+\theta)+E_0$、$+D_0$、

W_iは、当該特定実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されているものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

w_{0i}は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもののうち、当該実用発電用原子炉以外の実用発電用原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

d_{0i}は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもののうち、当該実用発電用原子炉以外の実用発電用原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

w_iは、対象使用済燃料であって、当該実用発電用原子炉から生じたものの重量をトンを単位として表した数値からW_i、w_{0i}及びd_{0i}を除いた数値とする（以下この号において同じ。）。

c_iは、当該実用発電用原子炉に初めて装荷された燃料の一炉心分の重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

εは、$W_i-1.48\times c_i$が０以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\dfrac{w_{0i}}{}\times 130,000$

$\frac{w_{oi}+d_{oi}+w_i}{w_{oi}}$

ロ　$\frac{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i}{(W_i-1.48\times c_i}\times 130,000$

θは、$W_i-1.48\times c_i$が0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\frac{d_{oi}}{w_{oi}+d_{oi}+w_i}\times 200,000$

ロ　$\frac{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i}{d_{oi}}\times 200,000$

E_0'は、$W_i-1.48\times c_i$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i\}\times\varepsilon'$

ロ　$w_{oi}'\times 130,000$

w_{oi}'は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

ε'は、$\{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i\}\times w_{oi}'\div(w_{oi}+d_{oi}+w_i)-w_{oi}'$が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

i　$\frac{w_{oi}}{w_{oi}+d_{oi}+w_i}\times 130,000$

ii　$\frac{w_{oi}'}{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i}\times 130,000$

D_0'は、$W_i-1.48\times c_i$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$\{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i\}\times\theta'$

ロ　$d_{oi}'\times 2{,}000{,}000$

d_{oi}'は、その他実用発電用貯蔵使用済燃料であって、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備に貯蔵されているもの（実用発電用原子炉において混合酸化物燃料として使用されたものに限る。）のうち、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている実用発電用原子炉として別表第十一の下欄に掲げるものから生じたものの重量をトンを単位として表した値とする（以下この号において同じ。）。

θ'は、$\{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i\}\times d_{oi}\div(w_{oi}+d_{oi}+w_i)-d_{oi}'$が0以下の場合にはiの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはiiの算式により算定して得た値とする。

i　$\dfrac{d_{oi}}{w_{oi}+d_{oi}+w_i}\times 2{,}000{,}000$

ii　$\dfrac{(W_i+w_{oi}+d_{oi}+w_i)-1.48\times c_i}{d_{oi}}\times 2{,}000{,}000$

Sは、$S_0-1.48\times c_0$が、0以下の場合にはイの算式により算定して得た値とし、それ以外の場合にはロの算式により算定して得た値とする。

イ　$S_1\times 400{,}000{,}000+S_2\times 300{,}000{,}000$

ロ　$(S_0-1.48\times c_0)\times 170{,}000{,}000+S_1\times 400{,}000{,}000+S_2\times 300{,}000{,}000$

S_0は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力（重量として表すものとする。）から当該実用発電用原子炉の一炉心分の重量を除いたものをトンを単位として表した値とする。

S_1は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力を重量をトンを単位として表した値とする。

S_2は、当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備で建設中のものの貯蔵能力を重量をトンを単位として表した値とする。

六　Fは、当該対象原子力発電供用施設所在市町村において、別に主務大臣が定める要件を満たす対象使

用済燃料について、別に主務大臣が定める方法により得られる金額の合計額とする。

七　Gは、別表第十二の上欄に掲げる当該対象原子力発電供用施設所在等市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置するものに限る。）の対象期間における発電電力量（別表第十五の上欄に掲げる原子力発電供用施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数をメガワット時を単位として表した発電電力量をいう。以下この条及び第三十三条において同じ。）の合計の区分に応じそれぞれ別表第十二の下欄に掲げる金額とする。

八　Hは、別表第十三の上欄に掲げる特別対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

九　Iは、別表第十四の上欄に掲げる長期対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。ただし、機構が設置する試験研究炉について、これらの施設の対象期間の末日における発電電力量の合計の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額を加えた金額とする。

十　Jは、特別長期対象原子力発電供用施設（当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電密接関連施設（深地層研究施設を除く。）に限る。）のうち、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が四十年以上のもの、使用が開始された日から当該施設が設置されている事業所の廃止に関する計画が確実になった日が属する会計年度の末日までの期間が四十年未満のものを除く。以下同じ。）が設置されている原子力発電供用施設所在市町村ごとに一億円とする。

十一　Kは、当該対象原子力発電供用施設（機構が設置するものを除く。）の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び五十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

十二　Lは、次のイ又はロに掲げる使用済燃料の試験検査施設（機構が設置するものを除く。）の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めた金額とする。

イ　使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年度、昭和六十年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）　一千六百七十六万二千円

ロ　使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度において設置の工事が行われたものに限る。）　四百二十三万八千円

2　前項の規定にかかわらず、二以上の市町村の区域にまたがって設置されている対象原子力発電供用施設

（以下「複数立地対象原子力発電供用施設」という。）又は試験研究用等使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備」という。）若しくは実用発電用使用済燃料貯蔵設備（以下「複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備」という。）がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設等所在市町村のうち一の市町村に対して交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の算式により算定した金額とする。

$$A_e \times \frac{C_e}{B_e}$$

a_1＋a_2＋b_1＋b_2＋c_1＋c_2

一　a_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されている一の事業所（以下「複数立地事業所」という。）ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A_e \times \frac{C_e}{B_e}$$

A_eは、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

B_eは、当該複数立地事業所内に設置されている試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。

C_eは、次の算式により算定した量とする。

$$\sum_{k}^{i=1}(m_i \times \mu_i) + s_e$$

m_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備がｋ基ある場合のｉ番目の複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする。

μ_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

当該複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備の設備床面積

s_eは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備以外の試験研

究用等使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値の合計値とする。

二　a_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地試験研究用等使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第四号に規定するDを求める算式により算定した金額の合計額とする。

三　b_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されている複数立地事業所ごとに、次の算式により算定した金額の合計額とする。

$$A_c \times \frac{C_c}{B_c}$$

A_cは、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

B_cは、当該複数立地事業所内に設置されている実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の合計値とする。

C_cは、次の算式により算定した量とする。

$$\Sigma_{i=1}^{k}(n_i \times \nu_i) + s_c$$

n_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備がｋ基ある場合のｉ番目の複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備に貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値とする。

ν_iは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備ごとに次の値とする。

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の設備床面積

当該複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備の設備床面積

s_cは、当該複数立地事業所に設置されている複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備以外の実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち当該市町村に設置されているものに貯蔵されている対象使用済燃料の重量をトンを単位として表した値の合計値とする。

四　b_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において複数立地実用発電用使用済燃料貯蔵設備が設置されていない事業所ごとに、前項第五号に規定するEを求める算式により算定した金額の合計額とする。

五　c_1は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び五十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円に次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額を加えた金額とする。

当該複数立地対象原子力発電供用施設のうち当該対象原子力発電供用施設所在市町村に係る部分の予定建設費

当該複数立地原子力発電供用施設の予定建設費

六　c_2は、当該対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内において設置されている複数立地対象原子力発電供用施設以外の対象原子力発電供用施設の対象期間における発電電力量の合計に三十一円を乗じて得た金額とする。ただし、当該施設のうち、使用が開始された日から申請年度の前会計年度の末日までの期間が十五年以上のもの、使用が開始された日から申請年度の末日までの期間が三十年以上のもの及び五十年以上のものについては、前段の金額に、それぞれ一億円を加えた金額とする。

3　前二項の規定にかかわらず、対象関連設備（対象原子力発電供用施設の利用に供する取水路又は放水路をいう。以下この条において同じ。）のみがその区域内において設置されている市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額と、当該対象関連設備がその利用に供される対象原子力発電供用施設がその区域内において設置されている対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額との配分については、当該対象関連設備及び当該対象原子力発電供用施設が設置されている一の事業所のうちそれぞれの市町村に係る部分の面積の比率に応じ、主務大臣が配分するものとする。

4　一の対象原子力発電供用施設所在市町村に係る交付金の交付限度額の前三項までの算定の対象となる期間は、対象原子力発電供用施設（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては「対象関連設備」をいう。以下この項において同じ。）の使用が開始された日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設の使用が開始さ

れた日）が属する会計年度の翌会計年度（現に第六条第一項の規定に基づく交付金の交付が行われている会計年度を除く。）から当該対象原子力発電供用施設が廃止される日（対象関連設備のみがその区域内に設置されている場合にあっては、当該対象関連設備を利用に供する原子力発電供用施設が廃止された場合においては、次の各号に掲げる交付金の交付限度額についてとする。ただし、当該対象原子力発電供用施設が属する会計年度までとする。

一　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第四号及び第五号に規定する対象使用済燃料の貯蔵量に係る交付金の交付限度額　当該原子力発電供用施設に設置されている原子炉から生じた全ての対象使用済燃料が事業所外に搬出される日が属する会計年度

二　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち湿式貯蔵設備の貯蔵能力に係る交付金の交付限度額　当該湿式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日又は当該対象原子力発電供用施設が廃止される日のいずれか早い日が属する会計年度から十年を経過した日のいずれか早い日が属する会計年度

三　当該対象原子力発電供用施設に係る第一項第五号に規定する当該実用発電用使用済燃料貯蔵設備のうち乾式貯蔵設備の貯蔵能力に係る交付金の交付限度額　当該乾式貯蔵設備の使用を終了するために、当該乾式貯蔵設備から全ての対象使用済燃料が搬出される日が属する会計年度

5

併市町村合併により、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実となった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域を市町村とみなして前項までの規定を適用する。

第十二条　一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあっては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の令和二年度における交付限度額として電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（令和三年文部科学省経済産業省告示第二号）による改正前の電源立地地域対策交付金交付規則第十二条の規定により算定された金額（当該算定に当たって使用する平均年間発電電力量については、申請年度の前会計年度の末日までに廃止された水力発電施設に係る平均年間発電電力量を除き、申請年度に新たに対象となる水力発電施設に係る平均年間発電電力量を加える。

以下「基準額」という。）を超える場合　算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額に加算した金額

Ａ×０．０７５＋Ｂ×０．０３７５円

イ　Ａは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（申請年度の十一年前の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

ロ　Ｂは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

二　算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合　算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額

三　算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合　イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合　算定額と同額

ロ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合　基準額に三分の二を乗じて得た金額

２　一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、前項の交付金の交付限度額の算定の対象となる期間（以下この条において「算定期間」という。）は、当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等（特定区分施設等のうち、当該特定区分施設等に係る交付金が初めて交付された会計年度の開始の日から八年以上経過したものを除いたものをいう。以下同じ。）の評価出力の合計が初めて千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となった会計年度（昭和五十六年度以降のものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、その期間中の会計年度に当該市町村の区域に含まれる当該算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット未満又は基準発電電力量の合計が五百万キロワット時未満となる場合にあっては、当該会計年度の前会計年度の末日までとする。

３　前項ただし書の場合であって、同項ただし書に規定する算定期間の終了後の会計年度（算定開始年度の七年後の会計年度以前のものに限る。）において再び当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となるときは、当該会計年度の開始の日から算定開始年度の七年後の会計年度の末日までの期間も算定期間とする。

4　前二項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が前二項に規定する算定期間中に当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を算定期間とする。

一　第二項本文に規定する算定期間中に当該協力を行った場合　第二項本文に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

二　第二項ただし書に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合　同項ただし書に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

三　前項に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合　第二項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

5　前三項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項各号において延長した八年間の期間中に、新規の水力開発の推進に関して協力する旨を明らかにした場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を更に七年間延長した期間を算定期間とする。

6　前四項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した七年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、第四項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ前項に規定する期間を更に八年間延長した期間を算定期間とする。

7　前五項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した八年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。

8　前六項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した十年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は発電事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。

9　一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、附則第二条による廃止前の電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号。以下「平成二十三年規則」という。）第十二条第四項から第七項まで又は平成二十三年規則附則第二条による廃止前の電源立地地域対

策交付金交付規則（平成十九年文部科学省経済産業省告示第二号。以下「平成十九年規則」という。）第十一条第五項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されて交付金が交付されている場合にあっては、それぞれ第四項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されたものとみなす。

10　第二項から第八項までの規定にかかわらず、対象水力発電施設がこれらの項に規定する算定期間中に廃止される場合には、当該廃止の日（当該発電用施設等を設置した発電事業者が発電事業を廃止したとき（当該発電用施設等をその発電事業者が他の発電事業者へ承継したときを除く。）は、その廃止した日）の属する会計年度の末日までの期間を算定期間とする。

第十三条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、別表第十六の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

3　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置される全ての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

4　一の原子力発電密接関連施設に係る前三項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の設置の工事が、四月一日から九月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度から、十月一日から翌年三月末日までに開始される場合にあっては工事が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設の使用が開始される日の属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十四条　原子力発電密接関連施設（使用済燃料の試験検査施設及び機構が設置するものを除く。以下この条において同じ。）がその区域内において設置される一の市町村に対して交付するこの表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

2　原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設を除く。）に係る第十七条第一項の規定によりこの条において「申請年度」という。）の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

3　原子力発電密接関連施設（実用ウラン濃縮施設、再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設並びに使用済燃料の貯蔵施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設を除く。）に係る第十七条第一項の規定によりこの条において「申請年度」という。）の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

4　原子力発電密接関連施設（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設及び再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵施設に限る。）に係る第十七条第一項の規定によりこの条において「申請年度」という。）の前々会計年度の十月一日から申請年度の前会計年度の九月三十日までの期間（以下この条及び別表第十七の上欄に掲げる原子力発電密接関連施設の種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる算式により算定した金額とする。

下この項において同じ。）が、対象期間の末日における最大貯蔵能力（再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力、再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設にあっては本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力、使用済燃料の貯蔵施設にあってはトンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力をいう。以下この項において同じ。）の十分の八を下回った場合の毎会計年度の交付金の交付限度額は、第一項にかかわらず、当該施設の種類に応じた最大貯蔵能力を表す数に当該施設の種類に応じて別表第十七備考四、六又は十二に定める数をそれぞれ乗じて得た金額に十分の八を乗じて得た金額とする。ただし、一の対象期間の末日における貯蔵量が最大貯蔵能力の十分の八以上になった施設に対しては、当該申請年度以降、この項の規定は適用しない。

5　二以上の市町村の区域にまたがって設置される原子力発電密接関連施設（以下「複数立地原子力発電密接関連施設」という。）がその区域内において設置される市町村のうち一の市町村に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、当該年度の前三項における交付限度額に、次の算式により算定して得た値を乗じて得た金額とする。

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積のうち当該市町村に係る部分の施設床面積

複数立地原子力発電密接関連施設の施設床面積

6　原子力発電密接関連施設が設置される地点をその区域に含む市町村をその区域に含む一の都道府県に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、原子力発電密接関連施設がその区域内において設置される全ての市町村（当該都道府県の区域に含まれるものに限る。）における交付金の当該年度の交付限度額に二を乗じて得た金額（ただし、使用済燃料の貯蔵施設にあっては、当該交付限度額と同額）とする。

7　一の原子力発電密接関連施設に係る前六項の交付金は、第八条にかかわらず、当該施設の使用が開始される日が属する会計年度の翌会計年度から、当該施設が廃止される日が属する会計年度までの期間に交付するものとする。

第十五条　廃止に関する計画が確実である事業所（機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下同じ。）の設置の用に供されるものに限る。）の所在市町村に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額並びにこれに隣接する市町村（原子力発電供用施設隣接市町村又は原子力発電供用施設隣々接市町村のうち文部科学大臣が地域経済の自力的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）以下この項において「特定市町村

という。）及び当該特定市町村をその区域に含む都道府県（都道府県のうち文部科学大臣が当該特定市町村の地域経済の自立的発展を促すために特に必要と認めるものに限る。）に対して原子力発電供用施設の使用の終了の日が属する会計年度まで交付（特定市町村に対する場合にあっては、原子力発電供用施設所在等都道府県を経由して交付）することのできる毎会計年度の交付金の交付限度額の合計額は、それぞれ一億円とする。

２　市町村合併により、原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の事業所の廃止に関する計画が確実となった場合にあっては、当該事業所に係る本条の交付金の交付限度額については、それぞれの合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

（交付限度額の特例）

第十六条　主務大臣は、発電用施設等の設置及び運転の円滑化に資するため特に必要と認める場合は、第四条から前条までの規定にかかわらず、別に主務大臣が定める金額を交付金の交付限度額とすることができる。

（交付金の交付申請）

第十七条　交付金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日（主務大臣が、特に必要と認める場合は、別に主務大臣が定める期間）までの間に、様式第一による申請書に様式第二による交付金事業計画書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第十八条　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決

定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要と認める場合は、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて決定し、これを通知するものとする。

2　前条第一項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項の規定による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3　主務大臣は、前条第二項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、第二十三条第一項の規定により交付すべき交付金を額の確定した後に必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（交付の条件）

第十九条　主務大臣は、前条第一項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

一　第三条第一項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分されたいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、主務大臣の承認を受けるべきこと。

二　前条第一項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条によるべきこと。

三　交付金事業の内容の変更をしようとするときは、様式第三による申請書を主務大臣に提出し、承認を受けるべきこと。

四　交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、主務大臣の承認を受けるべきこと。

五　交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、様式第四による報告書を速やかに主務大臣に提出してその指示を受けるべきこと。

（申請の取下げ）

第二十条　第十八条第一項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服がある者は、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2　前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、第十八条第一項の通知があった日から十五日以内に、様式第五による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第二十一条　交付金事業者は、主務大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第六による交付金事業実施状況報告書を主務大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告等）

第二十二条　交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から一月を経過した日又は交付金事業が完了した日若しくは同号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月三十日）までに、様式第七による実績報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

２　交付金事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

３　交付金事業者は、第一項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は第十九条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第八による評価報告書を主務大臣に提出しなければならない。ただし、主務大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

４　交付金事業者は、前項の規定により主務大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

５　主務大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

（交付金の額の確定）

第二十三条　主務大臣は、交付金事業者から交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る交付金事業の成果が第十八条第一項の交付金の交付の決定の内容及び第十九条の規定により付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、当該交付金事業者に通知するものとする。

２　主務大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にそ

の額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3　前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内で定めるものとする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4　交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、適正化法第十九条第二項で定めるところにより当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

5　主務大臣は、第一項の規定により交付金の額を確定したときは、第三条第一項各号に掲げる措置ごとに次の各号に掲げる当該交付金に関する事項をインターネットその他の方法により公表するものとする。

一　交付金事業の名称

二　交付金事業の実施場所

三　交付金事業の概要

四　交付金事業に要した費用及び交付金の額

（交付金の支払）

第二十四条　交付金は、前条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、主務大臣が必要と認める場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2　交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第九による交付金支払請求書を主務大臣に提出しなければならない。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第二十五条　交付金事業者は、第三条第一項後段に規定する事業のうち相当の収益が生ずる可能性があると認められる事業（交付金事業者が委託した事業も含む）については、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに主務大臣に提出しなければならない。

2　主務大臣は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第二十六条　交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第十により速やかに主務大臣に報告しなければならない。

２　主務大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　第二十三条第四項の規定は、前項の返還の場合について準用する。

（交付決定の取消し）

第二十七条　主務大臣は、第十九条第四号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一　交付金事業者が交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく主務大臣の処分に違反した場合

二　交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三　発電用施設等の設置計画が中止又は廃止された場合

四　発電用施設等の設置の工事が中止又は廃止された場合

（財産処分の制限）

第二十八条　交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

２　交付金事業者は、交付金事業により取得した不動産、設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格の単価が五十万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、様式第十一による申請書を主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

（交付金事業の経理）

第二十九条　交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金

事業が完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第三十条　交付金事業者は、当該交付金事業に係る支出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第十二による交付金調書を作成しておかなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第三十一条　申請者又は交付金事業者は、第十七条第一項の規定に基づく交付の申請、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定により付された条件に基づく申請、同条第五号の規定により付された条件に基づく報告、第二十条第二項の規定に基づく申請の取下げ、第二十一条の規定に基づく状況の報告、第二十二条第一項の規定に基づく実績の報告、同条第三項の規定に基づく評価の報告、第二十四条第二項の規定に基づく支払の請求、第二十五条第一項に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第二十六条第一項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第二十八条第二項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第二十六条の三第一項の規定に基づき主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第三十二条　主務大臣は、第十八条第一項の規定に基づく通知、第十九条第一号、第三号若しくは第四号の規定に基づく承認、同条第五号の規定に基づく指示、第二十三条第一項の規定に基づく通知、同条第二項の規定に基づく返還命令、同条第四項の規定（第二十六条第三項において準用する場合も含む。）に基づく納付命令、第二十五条第二項の規定に基づく納付命令、第二十六条第二項の規定に基づく返還命令、第二十七条の規定に基づく取消し若しくは変更、又は第二十八条第二項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（主務大臣）

第三十三条　この規則における主務大臣は、次のとおりとする。

一　機構が設置する原子力発電供用施設（深地層研究施設を除く。以下この号において同じ。）に係る第六条、第九条（原子力発電供用施設所在等市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力の当該原子力発電供用施設所在等市町村に設置が行われている事業所の合計出力に対する割合に相当する部分に限る。）、第十条（電力移出県等に機構が設置する原子力発電供用施設の発電電

力量の当該電力移出県等の道府県発電電力量に対する割合に相当する部分に限る。）、第十一条（対象原子力発電供用施設所在市町村の事業所の区域内に機構が設置する原子力発電供用施設の合計出力及び合計した発電電力量並びに機構が設置する原子力発電供用施設に貯蔵される対象使用済燃料に係る部分に限る。）及び第十五条の交付金に関する事項については、文部科学大臣

二　前号に規定する交付金に関する事項以外の事項については、経済産業大臣

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

第二条　平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号（電源立地地域対策交付金交付規則）は、廃止する。ただし、第二条第十七号の評価出力及び基準発電電力量並びに第九条から第十四条までに定める交付限度額の算定に用いる数値のうち、平成二十八年三月三十一日以前の数値については、なお従前の例による（ただし、平成二十八年度の交付金の交付限度額の算定に係る第十条第一項第一号の消費電力量については、平成二十七年度の交付限度額の算定において使用した消費電力量とする。）。

第三条　整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた時点において運転を開始することを予定していた年度までに設置が見込まれる火力発電施設であって、平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の地点に対し、平成二十三年規則第五条に規定する火力発電施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該地点に対して交付することができる当該火力発電施設に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第四条　平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第六条に規定する対象原子力発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第五条　平成十九年規則第十五条第一項又は平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成十九年規則第七条又は平成二十三年規則第七条に規定する地熱発電施設等に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該地熱

発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

第六条　平成二十三年規則第十八条第一項の規定により、一の市町村の区域に対し、平成二十三年規則第八条に規定する原子力発電密接関連施設に係る交付金の交付の決定が行われている場合にあっては、当該市町村の区域に対して交付することができる当該対象原子力発電施設等に係る交付金の交付限度額は、なお従前の例による。

附　則（平成二十九年　三月三十一日　文部科学省
経済産業省　告示第二号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附　則（平成三十年三月三十日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第十二条の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（平成三十年九月二十八日　文部科学省
経済産業省　告示第二号）

この規則は、平成三十年九月二十八日から施行する。

附　則（平成三十一年四月一日　文部科学省
経済産業省　告示第五号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附　則（令和元年七月一日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附　則（令和二年四月一日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和三年三月三十一日　文部科学省
経済産業省　告示第二号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附　則（令和三年六月三十日　文部科学省
経済産業省　告示第四号）

この規則は、令和三年六月三十日から施行する。

附　則（令和四年三月二十八日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附　則（令和五年三月三十一日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附　則（令和六年三月三十一日　文部科学省
経済産業省　告示第二号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

附　則（令和八年三月三十一日　文部科学省
経済産業省　告示第一号）

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

附　則（令和八年十月十五日　文部科学省
経済産業省　告示第二号）

（施行期日）

1　この規則は、令和八年十月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第二条、第六条、第九条、第十条、第十一条関係）

原子力発電供用施設の種類		出力	金額
原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）	新設される原子力発電施設	当該施設の出力をキロワットを単位として表した数	九百円
	増設される原子力発電施設		八百円
機構が設置する	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を十	五百五十円

原子力発電供用施設	を除く。）	万円で除して得た数	
	原子力発電施設のうち高速増殖炉の原型炉	当該施設の予定建設費を三十六万二千円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設	当該施設のトンを単位とする年間再処理能力を十万分の二十一トンで除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の建設費を十万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	当該施設の建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十三万円で除して得た数	五百五十円
	使用済燃料の再処理施設から生ずる放射性廃棄物（使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残	当該施設の予定建設費を三十二万三千円で除して得た数	五百五十円

存する放射性廃棄物を除く。）の処理に必要な技術を実証するための施設			
高速増殖炉に燃料として使用された核燃料物質の再処理に必要な技術を実証するための施設	当該施設の予定建設費を三十七万円で除して得た数	五百五十円	
発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	当該施設の建設費を十万円で除して得た数	三百円	
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円	
高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を二十三万円で除して得た数	五百五十円	
高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を三十八万円で除して得た数	五百五十円	
高速増殖炉の実験炉（令和八年度において設置の工事の行われたものに限る。）	当該施設の予定建設費を四十五万八千円で除して得た数	五百五十円	
高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	当該施設のトンを単位とする核燃料物質の年間加工能力を十五万分の四トンで除して得た数	五百五十円	

実験用ウラン濃縮施設	当該施設のトンを単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の三トンで除して得た数	五百五十円	
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	当該施設のトンを単位とする濃縮ウランの年間生産能力を十万分の九トンで除して得た数	五百五十円	
深地層研究施設	当該施設の予定建設費を三十四万六千円で除して得た数	五百五十円	
使用済燃料の試験検査施設（昭和五十年度若しくは昭和六十年度又は平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	当該施設の予定建設費を十万円で除して得た数	五百五十円	
使用済燃料の試験検査施設（昭和六十年度において設置の工事が行われたものに限る。）	当該施設の建設費を三十四万円で除して得た数	五百五十円	

別表第二（第二条関係）

一　水力発電所の建物（発電設備が設置されているものに限る。）

二　貯水池又は調整池（人工のものであって、総容量が百万立方メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあっては、発電のための有効容量が百万立方メートル以上のもの）に限る。）

三　ダム（高さが十五メートル以上のもの（建設の目的として発電以外のものを含むものにあっては、高さが十五メートル以上であり、かつ、当該ダムに係る貯水池又は調整池の発電のための有効容量が百万

立方メートル以上のもの）に限る。）

四　特定区間（次の表の上欄に掲げる河川の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区間をいう。）

一　取水口の下流域に放水口が設置されている河川	取水口から放水口までの区間（長さが五百メートル未満のものを除く。）
二　取水口の下流域に放水口が設置されていない河川	取水口から当該河川に存する地点であって当該地点に係る集水地域の面積が当該取水口に係る集水地域の面積の一・五倍となる地点までの区間

第一号及び第二号の下欄に掲げる区間において当該河川が海又は湖沼へ流入する場合にあっては、取水口から海又は湖沼へ流入する地点までの区間とする。

別表第三（第二条関係）

特定区分施設等の設置の種類	評価出力	基準発電電力量
一　一の市町村の区域のみに含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $\frac{1}{C} \times \frac{}{E}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $\frac{1}{D} \times \frac{}{E}$
二　二以上の市町村の区域に含まれるもの	次の算式により算定して得た出力 $\frac{1}{C} \times \frac{1}{-} \times \frac{}{E}$	次の算式により算定して得た発電電力量 $\frac{1}{D} \times \frac{1}{-} \times \frac{}{E}$

（備考）

一　Ｃは、当該年度の十六年前の会計年度の末日における当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の出力

二　Ｄは、当該年度（当該特定区分施設等に係る交付金の交付が既に開始されている場合にあっては、当該交付金の交付が開始された会計年度）の十一年前の十月一日から前会計年度の九月三十日までの当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設の平均年間発電電力量

三　Ｅは、当該特定区分施設等に係る対象水力発電施設に係る特定区分施設等の数

四　Ｆは、当該特定区分施設等がその区域に含まれる市町村の数

別表第四（第七条関係）

火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	五百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第一種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	五百五十円	三
火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの）	二百五十円	四
地熱発電施設及び火力発電施設（第二種地域に設置されるものであって、石炭を主たる燃料とするもの以外のもの）	二百五十円	三
水力発電施設	二百五十円	五

（備考）

一　工業再配置促進法を廃止する法律（平成十八年法律第三十二号）（以下「工配法廃止法」という。）の施行日前に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けていた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種地域　工配法廃止法による廃止前の工業再配置促進法（昭和四十七年法律第七十三号）第

二条第二項に規定する誘導地域又は廃止整備政令による廃止前の工業再配置促進法施行令第三条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種地域　イに定める区域以外の区域

二　工配法廃止法の施行日以降に、イ又はロに掲げる地域に含まれる地点が整備法第三条第一項の規定により地点の指定を受けた場合において、イ又はロに掲げる地域は、それぞれイ又はロに定める区域をいう。

イ　第一種地域　工業の集積の程度が低く、かつ、人口の増加の割合が低い道県若しくは当該道県とその区域が連接し、かつ、工業の集積の程度及び人口の増加の割合が当該道県に類する市町村又は整備法施行令第五条第二項に規定する工業集積度が一未満の市町村の区域

ロ　第二種地域　イに定める区域以外の区域

別表第五（第八条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 ａ×ｂ
混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 ｃ×ｄ
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 ｅ×ｆ

（備考）

一　ａは、本を単位とする海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数

二　ｂは、十九万一千円

三　ｃは、トンＨＭを単位とする混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数

四　ｄは、三千八百十八万一千八百円

五　ｅは、トンを単位とする使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数

六　ｆは、四十九万円

別表第六（第九条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	三百円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	四百円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	五百円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	六百円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	七百円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	八百円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九百円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	千円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	千百円
九百万キロワット以上	千二百円

別表第七（第十条関係）

表（一）

発電用施設等の種類		発電電力量
一　発電事業者により設置が行われている発電施設	イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 ａ×ｂ×ｃ×ｉ
	ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （ａ×ｄ×ｃ＋ａ×ｅ×ｃ×ｆ）×ｉ
	ハ　申請年度の前会計年度において	次の算式により算定して得た数

			二　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電に密接に関連する施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設（整備法施行令第三条第十二号に掲げる施設であって、原子力発電施設を設置した工場又は事業所内における使用済燃料の再処理施設（機構が設置するものを除く。）、使用済燃料の貯蔵施設（機構が設置するものを除く。）及び使用済燃料の加工施設（酸化物燃料の混合をが除く。）を除く。）
て設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	イ　対象期間の開始の日において使用されているもの	次の算式により算定して得た数 g×b×h×i	
	ロ　対象期間において使用が開始されたもの	次の算式により算定して得た数 （g×d×h＋g×e×h×f）×i	
a×b’×c×f×i	ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 g×b’×h×f×i	

表（二）

発電用施設等の種類			発電電力量
一　発電事業者により設置が行われている発電施設	イ　対象期間の開始の日において使用されているもの		（対象期間における発電電力量（送電端におけるものをいう。以下同じ。））×ｉ’
	ロ　対象期間において使用が開始されたもの		(1)　（次に掲げる電力量の合計電力量）×ｉ’ (2)　次の算式により算定して得た数 ａ×ｅ×ｃ×ｆ
	ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）		次の算式により算定して得た数 ａ×ｂ’×ｃ×ｆ×ｉ’
二　機構により設置が行われている原子力発電施設及び原子力発電関連施設（実用ウラン濃縮施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設）が設置する機構	イ　対象期間の開始の日において使用されているもの		次の算式により算定して得た数 ｇ×ｂ×ｈ×ｉ’
	ロ　対象期間において使用が開始されたもの		次の算式により算定して得た数 （ｇ×ｄ×ｈ＋ｇ×ｅ×ｈ×ｆ）×ｉ’
	ハ　申請年度の前会計年度において設置の工事が行われたもの（当該年度の開始の日から当該年		次の算式により算定して得た数 ｇ×ｂ’×ｈ×ｆ×ｉ’

ものを除く。）、混合酸化物燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設を除く。）

度の九月三十日までの期間において使用が開始されたものを除く。）

（備考）

一　ａは、当該発電施設の出力をキロワットを単位として表した数

二　ｂ’は、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

三　ｂは、申請年度の前会計年度の期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

四　ｃは、当該発電施設が原子力発電施設である場合にあっては〇・八一、火力発電施設であって石炭又は天然ガスを主たる燃料とするものである場合にあっては〇・八五、揚水式水力発電施設である場合にあっては〇・〇八、その他の水力発電施設である場合にあっては〇・五一、その他の発電施設である場合にあっては〇・五

五　ｄは、当該発電用施設等の使用が開始された日から、対象期間の末日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

六　ｅは、対象期間の開始の日から当該発電用施設等の使用が開始された日の前日までの期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

七　ｆは、表（一）においては、当該発電用施設等が原子力発電施設又は原子力発電密接関連施設である場合にあっては四分の三、その他の発電施設である場合にあっては二分の一、表（二）においては、二分の一

八　ｇは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数

九　ｈは、〇・八一

十　ｉは、当該発電用施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては一・六、水力発電施設である場合にあっては一・三、地熱発電施設である場合にあっては一・三、火力発電施設である場合にあっては〇・九

十一　ｉ’は、当該発電施設等が原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設である場合にあっては二・四、水力発電施設である場合にあっては二・〇、地熱発電施設である場合にあっては二・〇、火力発

電施設である場合にあっては一・〇

十二　一の発電用施設等（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）を除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（一）により得られた数の三分の二を加算するものとする。一の原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）に係る発電電力量（単位はキロワット時）は、表（二）により得られた数とする。

十三　表（二）の一の項イ又はロに掲げる施設のうち原子力発電施設が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転したものを除く。）を除く。）は、運転を停止していた期間（以下「運転停止期間」という。）又は出力を低下させて運転していた期間（以下「出力低下期間」という。）も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式により算定した数（ただし、当該算式のAの数にBの数及び二十四を乗じて得た数に平成十三年度から平成二十二年度の各年度の設備利用率を平均して得られる率（その率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率とし、〇・六八を超える場合にあってはO・六八とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量に加えるものとする。ただし、政府が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から千を乗じて得た数にi’を乗じて得た数を同表の一の項イ又はロにかかる発電電力量を超える場合にあっては、ロの算式により算定した数に千を乗じて得た数にi’を乗じて得た数を日を単位として表した数（以下「六月経過日数」という。）が一を超えて、かつ、A×B×24－D＋E－Fの算式により算定した数（以下「六月基準日」という。）から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数）

イ　A×（B－C）×24－D＋E－F

Aは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Bは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として

Cは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届

け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の十六第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十六条第六項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転を再開した日が属する会計年度（当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度。以下「運転再開年度」という。）までの間と同じ場合にあっては、当該会計年度の翌会計年度。）

D　は、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

E　は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することをいう。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

F　は、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。以下同じ。）を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

ロ　Ａ×（Ｂ－Ｃ）×２４

Ａ及びＢは、それぞれイに定めるところによる。

Ｃ　は、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

別表第八（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	一億円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	二億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	三億円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	四億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	五億円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	六億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	七億円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	八億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九億円

別表第九（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	一億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	一億五千万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	二億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	二億五千万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	三億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	三億五千万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	四億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	四億五千万円

別表第十（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	七千五百万円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	八千七百五十万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	九千三百七十五万円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	九千六百八十七万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	九千八百四十三万円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九千九百二十一万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	九千九百六十万円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九千九百八十万円

別表第十一（第十一条関係）

使用済燃料を貯蔵するための設備	原子炉
五七資庁第一〇五八八号により、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第十七条の規定による改正前の原子炉等規制法（以下この表において「旧原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	泊発電所一号炉
五七資庁第一〇五八八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
平成一四・〇七・三一原第二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉

東通原子力発電所一号炉	八資庁第九七九三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
女川原子力発電所一号炉	四五原第七六六二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	六二資庁第五四四二号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所三号炉	六資庁第七二六五号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備
福島第二原子力発電所一号炉	四九原第三九八九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	五三安（原規）第一九九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所三号炉	五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所四号炉	五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備
柏崎刈羽原子力発電所一号炉	五二安（原規）第二五〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備

六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六〇資庁第五三〇三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
五六資庁第六七五四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所五号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた六号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所六号炉
六三資庁第六六四四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた七号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所七号炉
四六原第七二五八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	浜岡原子力発電所一号炉
四八原第五五八〇号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六一資庁第一五六八八号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
平成〇九・〇四・一五資第六号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた五号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所五号炉

志賀原子力発電所一号炉	六二資庁第八〇五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する一号炉設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	平成〇九・〇五・二〇資第一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備
美浜発電所一号炉	四一原第四五九二号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	四三原第二〇四三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所三号炉	四七原第二七二五号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備
高浜発電所一号炉	四四原第六一四三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所二号炉	四五原第七〇二四号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所三号炉	五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備
同　発電所四号炉	五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備
大飯発電所一号炉 同　発電所二号炉	四七原第六七三三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備

六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
六〇資庁第一九八九号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
四四原第五五四〇号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	島根原子力発電所一号炉
五六資庁第一〇九五三号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四七原第一〇九二一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	伊方発電所一号炉
五二安（原規）第一〇〇号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五九資庁第七五七七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
四五原第七六六一号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	玄海原子力発電所一号炉
五〇原第一〇三五八号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉

五七資庁第一六二八七号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた四号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所四号炉
五二安（原規）第三七八号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	川内原子力発電所一号炉
五四資庁第一〇一号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四七原第一一六二四号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	東海第二発電所
四一原第一四五五号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	敦賀発電所一号炉
五四資庁第四一〇六号により、旧原子炉等規制法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
四五原第六六三号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	高速増殖炉実験炉「常陽」
四五原第七六五九号により、旧原子炉等規制法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた使用済燃料貯蔵設備	新型転換炉原型炉「ふげん」

別表第十二（第十一条関係）

発電電力量の合計	金額
百万メガワット時未満	一千万円

三二二二二二二二二二一一一一一一一一一一九八七六五四三二百
千千千千千千千千千千千千千千千千千千千百百百百百百百百万
万九八七六五四三二百万九八七六五四三二百万万万万万万万万メ
メ百百百百百百百百万メ百百百百百百百百万メメメメメメメメメガ
ガ万万万万万万万万メガ万万万万万万万万メガガガガガガガガガワ
ワメメメメメメメメガワメメメメメメメメガワワワワワワワワワッ
ッガガガガガガガガワッガガガガガガガガワッッッッッッッッット
トワワワワワワワワットワワワワワワワワットトトトトトトトトト時
時ッッッッッッッットッッッッッッッットッ時時時時時時時時時以
以トトトトトトトトト時以トトトトトトトトト時以以以以以以以以以上
上時時時時時時時時以上時時時時時時時時以上上上上上上上上上二
三以以以以以以以以上二以以以以以以以以上一一九八七六五四三百
千上上上上上上上上二千上上上上上上上上一千千百百百百百百百万
百三二二二二二二二千百二一一一一一一一千百万万万万万万万万メ
万千千千千千千千二万千千千千千千千千二万メメメメメメメメメガ
メ万九八七六五四三百メ万九八七六五四三百メガガガガガガガガワ
ガメ百百百百百百百万ガメ百百百百百百百万ガワワワワワワワワッ
ワガ万万万万万万万メワガ万万万万万万万メワッッッッッッッット
ッワメメメメメメメガッワメメメメメメメガットトトトトトトトト時
トッガガガガガガガワトッガガガガガガガワト時時時時時時時時未
時トワワワワワワワッ時トワワワワワワワッ時未未未未未未未未満
未時ッッッッッッットッ未時ッッッッッッットッ未満満満満満満満満
満未トトトトトトトト時満未トトトトトトトト時満
満時時時時時時時未満時時時時時時時未
未未未未未未未満未未未未未未未満
満満満満満満満満満満満満満満満

三三二二二二二二二二一一一一一一一一一一九八七六五四三二
億億億億億億億億億億億億億億億億億億億億億億千千千千千千千千
一円九八七六五四三二一円九八七六五四三二一円万万万万万万万万
千　千千千千千千千千千　千千千千千千千千千　円円円円円円円円
万　万万万万万万万万万　万万万万万万万万万
円　円円円円円円円円円　円円円円円円円円円

別表第十三（第十一条関係）

発電電力量の合計	金額
百万メガワット時未満 二百万メガワット時以上三千百万メガワット時未満 三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満 三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満 三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満 三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満 四千百万メガワット時以上	五百万円 一千万円 一千五百万円 二千万円 二千五百万円 三千万円 三千五百万円 四千万円 四千五百万円 五千万円 五千五百万円 六千万円 六千五百万円 七千万円 七千五百万円
三千百万メガワット時未満 三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満 三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満 三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満 三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満 四千百万メガワット時以上	三億二千万円 三億三千万円 三億四千万円 三億五千万円 三億六千万円 三億七千万円 三億八千万円 三億九千万円 四億円

別表第十四（第十一条関係）

	発電電力量の合計	金額
	三千九百万メガワット時以上四千万メガワット時未満	二億円
	三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満	一億九千五百万円
	三千七百万メガワット時以上三千八百万メガワット時未満	一億九千五百万円
	三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満	一億八千五百万円
	三千五百万メガワット時以上三千六百万メガワット時未満	一億八千五百万円
	三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満	一億七千五百万円
	三千三百万メガワット時以上三千四百万メガワット時未満	一億七千五百万円
	三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満	一億六千五百万円
	三千百万メガワット時以上三千二百万メガワット時未満	一億六千五百万円
	三千万メガワット時以上三千百万メガワット時未満	一億五千五百万円
	二千九百万メガワット時以上三千万メガワット時未満	一億五千五百万円
	二千八百万メガワット時以上二千九百万メガワット時未満	一億四千五百万円
	二千七百万メガワット時以上二千八百万メガワット時未満	一億四千五百万円
	二千六百万メガワット時以上二千七百万メガワット時未満	一億三千五百万円
	二千五百万メガワット時以上二千六百万メガワット時未満	一億三千五百万円
	二千四百万メガワット時以上二千五百万メガワット時未満	一億二千五百万円
	二千三百万メガワット時以上二千四百万メガワット時未満	一億二千五百万円
	二千二百万メガワット時以上二千三百万メガワット時未満	一億一千五百万円
	二千百万メガワット時以上二千二百万メガワット時未満	一億一千五百万円
	二千万メガワット時以上二千百万メガワット時未満	一億五百万円
	一千九百万メガワット時以上二千万メガワット時未満	一億円
	一千八百万メガワット時以上一千九百万メガワット時未満	九千五百万円
	一千七百万メガワット時以上一千八百万メガワット時未満	九千万円
	一千六百万メガワット時以上一千七百万メガワット時未満	八千五百万円
	一千五百万メガワット時以上一千六百万メガワット時未満	八千万円

二二二二二二二二二一一一一一一一一一一九八七六五四三二百百
千千千千千千千千千千千千千千千千千百百百百百百百百万万
八七六五四三二百万九八七六五四三二百万万万万万万万万メメ
百百百百百百百万メ百百百百百百百百万メメメメメメメメメガガ
万万万万万万万メガ万万万万万万万万メガガガガガガガガガワワ
メメメメメメメガワメメメメメメメメガワワワワワワワワワッッ
ガガガガガガガワッガガガガガガガガワッッッッッッッッットト
ワワワワワワワットワワワワワワワワットトトトトトトトトト時時
ッッッッッッットッッッッッッッットトトトトトトトトトトト時未
トトトトトトト時以トトトトトトトトト時以以以以以以以以以上満
時時時時時時時以上時時時時時時時時以上上上上上上上上二
以以以以以以以上二以以以以以以以以上一一九八七六五四三百
上上上上上上上二千上上上上上上上上一千千百百百百百百百万
二二二二二二千百二一一一一一一千百万万万万万万万万メ
千千千千千千二万千千千千千千千二万メメメメメメメメガ
九八七六五四三百メ万九八七六五四三百メガガガガガガガガワ
百百百百百百百万ガメ百百百百百百百万ガワワワワワワワワッ
万万万万万万万メワガ万万万万万万万メワッッッッッッッットト
メメメメメメメガッワメメメメメメメガットトトトトトトトト時
ガガガガガガガワトッガガガガガガガワト時時時時時時時時未
ワワワワワワワッ時トワワワワワワワッ時未未未未未未未未満
ッッッッッッット未時ッッッッッッット未満満満満満満満満
トトトトトトト時満未トトトトトトトト時満
時時時時時時時未　満時時時時時時時未
未未未未未未未満　未未未未未未未満
満満満満満満満　　満満満満満満満

七七七七七七六六六六六六六五五五五四四四四三三二二一一六
千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千千百
三二二百八万九八七五四三百万八六四百九六三万六二八三八二六
百百百五十円百百百百百百六円百百百七百百百円百百百百百百十
五九二十三　九十三八五十三三　三四十四三七四
十十十九万　万万万十十八六　十二六十三十　十十二十十十万
一二八万円　五八二七七万万　九十万一五十十　八三万三一二円
万万万一　　千千千万万二円　円万千六六万万　万万六万万万
六九九千　　円円円八八千　　六円千千四円　円二千一二八
千千千円　　　千千円　　千　円円千　　　千円千千千
円円円　　　円円　　円　　円　　　円　　円円円

二千九百万メガワット時以上三千万メガワット時未満
三千万メガワット時以上三千百万メガワット時未満
三千百万メガワット時以上三千二百万メガワット時未満
三千二百万メガワット時以上三千三百万メガワット時未満
三千三百万メガワット時以上三千四百万メガワット時未満
三千四百万メガワット時以上三千五百万メガワット時未満
三千五百万メガワット時以上三千六百万メガワット時未満
三千六百万メガワット時以上三千七百万メガワット時未満
三千七百万メガワット時以上三千八百万メガワット時未満
三千八百万メガワット時以上三千九百万メガワット時未満
三千九百万メガワット時以上四千万メガワット時未満

七千四百五万四千円
七千四百五十四万七千円
七千五百万円
七千五百四十一万五千円
七千五百七十九万六千円
七千六百十四万四千円
七千六百四十六万四千円
七千六百七十五万八千円
七千七百二十七万四千円
七千七百二十七万七千円
七千七百五十万円

別表第十五（第十一条関係）

原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）	原子力発電施設（高速増殖炉の原型炉を除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度、平成九年度又は令和八年度において設置の工事の行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
	高速増殖炉の実験炉（昭和五十七年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 c×d×e
機構が設置する原子力発電供用施設		次の算式により算定して得た数 a＋b×2

高速増殖炉の実験炉（平成九年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
高速増殖炉の実験炉（令和八年度において設置の工事の行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものに限る。）	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
使用済燃料の試験検査施設（平成三年度において設置の工事が行われたものを除く。）	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
発電用原子炉に係る安全性に関する研究の用に供される原子炉	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
使用済燃料の再処理施設に係る安全性に関する研究の用に供される施設	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ
使用済燃料から核燃料物質その他の有用物質を分離した後に残存する放射性廃棄物の固形化に必要な技術を実証するための施設	次の算式により算定して得た数 ｃ×ｄ×ｅ

高速増殖炉に燃料として使用される核燃料物質の加工施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
実験用ウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
実用ウラン濃縮施設の建設及び運転に必要な技術を実証するためのウラン濃縮施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e
深地層研究施設	次の算式により算定して得た数 c×d×e

（備考）

一　aは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設において発電された電力量を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、当該年度の末日における当該施設の出力（当該日において、当該施設の損傷等により一時的に出力が低下し、その出力低下について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされている場合にあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数に、使用が開始された日から当該日の属する会計年度の末日までの期間を日を単位として表した数、二十四及び〇・八一を乗じて得た数とする。）

二　bは、対象期間におけるメガワット時を単位とする当該施設の混合酸化物燃料の使用により発電された電力量（対象期間において当該施設が混合酸化物燃料を使用して運転した期間内に発電されたメガワット時を単位とする電力量を表す数に、当該施設の原子炉に装荷されている燃料のうち混合酸化物燃料の重量をトンを単位として表した数を当該施設に設置されている原子炉に装荷されている燃料の総重量をトンを単位として表した数で除して得た数（以下「混合酸化物燃料の装荷割合」という。）を乗じて得た数をいう。）を表す数（ただし、申請年度の前会計年度の十月一日から当該年度の末日までの期間に使用が開始された場合は、一中のただし書により算定した数に、当該年度の末日における混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数とする。）

三　ｃは、別表第一の原子力発電供用施設の種類の欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の出力の欄に掲げる数を千で除して得た数

四　ｄは、対象期間を日を単位として表した数に二十四を乗じて得た数

五　ｅは、〇・八一（原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式（ただし、当該算式のＡの数にＢの数及び二十四を乗じて得た数に〇・六八（ただし、平成二十八年度は〇・七八、平成二十九年度は〇・七五、平成三十年度は〇・七二、令和元年度は〇・六九とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を上限とする。）により算定した数をａに加えるものとする。ただし、六月経過日数が一を超えて、かつ、Ａ×Ｂ×２４－Ｄ＋Ｅ－Ｆの算式により算定した数がａに加えるものとする。

六　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）が対象期間において施設の安全性を確保するために運転を停止し、又は出力を低下させて運転した場合（当該期間においてあらかじめ計画されていたもの（災害その他の理由により当該期間前から継続して運転を停止したもの又は出力を低下させて運転していたものを除く。）を除く。）は、運転停止期間又は出力低下期間も平常時と同等に運転していたものとみなして、次のイの算式（ただし、当該算式のＡの数にＢの数及び二十四を乗じて得た数に〇・六八（ただし、平成二十八年度は〇・七八、平成二十九年度は〇・七五、平成三十年度は〇・七二、令和元年度は〇・六九とする。以下この表において「みなし設備利用率」という。）を乗じて得た数（以下この表において「最大みなし発電電力量」という。）を上限とする。）により算定した数をａに加えるものとする。ただし、六月経過日数が一を超えて、かつ、Ａ×Ｂ×２４－Ｄ＋Ｅ－Ｆの算式により算定した数がａに加えるものとする。

イ　Ａ×（Ｂ－Ｃ）×２４－Ｄ＋Ｅ－Ｆ

Ａは、対象期間における当該原子力発電施設の出力（その出力の変更について電事法第二十七条の二十七第三項の規定による届出がされたものであって、当該原子力発電施設の損傷等により、一時的に出力が低下するものにあっては、当該届出前の出力）をメガワットを単位として表した数

Ｂは、対象期間を日を単位として表した数（当該期間において当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から当該期間の末日までの期間を日を単位として表した数）

Ｃは、対象期間における当該原子力発電施設に係る実用炉規則第六十四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、原子炉等規制法第四十三条の十六第一項の規定に基づく検査による運転停止期間（実用炉規則第五十六条第六項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により対象期間の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）及び六月経過日数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

Dは、対象期間における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、対象期間に定格出力を低下させて運転した期間を時を単位として表した数に対象期間における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から対象期間に定格出力を低下させて運転した期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数

ロ　A×（B－C）×24

A及びBは、それぞれイに定めるところによる。

Cは、対象期間を日を単位として表した数にみなし設備利用率を一から差し引いて得た数を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）に六月経過日数を加えて得た数（ただし、六月基準日から三月を経過した日において運転を再開していない場合にあっては、当該経過した日が属する会計年度の翌会計年度から運転再開年度までの間は、対象期間を日を単位として表した数とする。）

七　原子力発電施設（機構が設置するものを除く。）のうち混合酸化物燃料を使用するものにあっては、六中の算式により算定した数に混合酸化物燃料の装荷割合を乗じて得た数をbに加えるものとする。

別表第十六（第十三条関係）

原子力発電密接関連施設の種類	交付限度額
使用済燃料の再処理施設	
一　二及び三以外の使用済燃料の再処理施設	次の算式により算定した金額 a×b
二　再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管	次の算式により算定した金額 c×d

理施設	
三　再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設	次の算式により算定した金額 ｅ×ｆ
混合酸化物燃料の加工施設	次の算式により算定した金額 ｇ×ｈ
実用ウラン濃縮施設	次の算式により算定した金額 ｉ×ｊ
使用済燃料の貯蔵施設	次の算式により算定した金額 ｋ×ｌ
廃棄施設	次の算式により算定した金額 ｍ×ｎ

（備考）

一　ａは、トンを単位とする交付金の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の年間最大処理能力を表す数

二　ｂは、百十八万八千円

三　ｃは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の最大貯蔵能力を表す数

四　ｄは、十一万八千円

五　ｅは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の最大貯蔵能力を表す数

六　ｆは、三万四千円

七　ｇは、トンＨＭを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における混合酸化物燃料の年間最大加工能力を表す数

八　ｈは、二百四十六万二千円

九　ｉは、トンＳＷＵを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における製品ウランの年間最大生産能力を表す数
十　ｊは、二十六万七千円
十一　ｋは、トンを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における使用済燃料の最大貯蔵能力を表す数
十二　ｌは、五十万円
十三　ｍは、本を単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前会計年度の末日における容器（二百リットルドラム缶相当）の最大埋設能力を表す数
十四　ｎは、九百円

別表第十七（第十四条関係）

原子力発電密接関連施設の種類			交付限度額
使用済燃料の再処理施設	使用済燃料の再処理施設		次の算式により算定した金額 ａ×ｂ
	再処理施設を構成する高レベル放射性廃棄物ガラス固化体貯蔵管理施設		次の算式により算定した金額 ｃ×ｄ
	再処理施設を構成する低レベル放射性廃棄物貯蔵管理施設		次の算式により算定した金額 ｅ×ｆ
混合酸化物燃料の加工施設			次の算式により算定した金額 ｇ×ｈ
実用ウラン濃縮施設			次の算式により算定した金額 ｉ×ｊ
使用済燃料の貯蔵施設			次の算式により算定した金額

廃棄施設	ｋ×ｌ
	次の算式により算定した金額 ｍ×ｎ

（備考）

一　ａは、トンを単位とする対象期間における使用済燃料の処理量を表す数

二　ｂは、百四十八万五千円

三　ｃは、本を単位とする対象期間の末日における海外から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体の貯蔵量を表す数

四　ｄは、十四万七千五百円

五　ｅは、本を単位とする対象期間の末日における海外から返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵量を表す数

六　ｆは、四万二千五百円

七　ｇは、トンＨＭを単位とする対象期間における混合酸化物燃料の加工量を表す数

八　ｈは、三百七万七千五百円

九　ｉは、トンＳＷＵを単位とする交付金の交付の申請が行われる日の属する会計年度の前々会計年度における製品ウランの年間生産量を表す数

十　ｊは、三十三万三千七百五十円

十一　ｋは、トンを単位とする対象期間の末日における使用済燃料の貯蔵量を表す数

十二　ｌは、六十二万五千円

十三　ｍは、本を単位とする対象期間における容器（二百リットルドラム缶相当）の搬入量を表す数

十四　ｎは、一万二千五百円

様式第１（第１７条関係）

年度電源立地地域対策交付金交付申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電源立地地域対策交付金交付規則第１７条第１項の規定により、上記交付金の交付につき、別紙のとおり申請します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別　紙

電源立地地域対策交付金交付事業

１．交付金事業名
２．交付金事業の事業主体
３．交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）
４．交付対象経費
５．交付を受けようとする額（{文部科学省 / 経済産業省} として）
６．交付金事業の開始及び完了予定日

（備考）（１）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別表

Ⅰ．総括表

（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
ロ　起債又は借入金			

ハ　他の国庫補助金 二　その他 ホ　交付金			
合　　計		合　　計	

（備考）（１）基金処分額、給付金、その他の収入は「二　その他」に記載すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

Ⅱ．個表
１～ｎ．事業名（措置名）

（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金 ロ　起債又は借入金 ハ　他の国庫補助金 二　その他 ホ　交付金		イ　事業費 （１）工事費 （２）用地費及び補償費 （３）調査設計費 （４）設備費 （５）調査費、広報費及び研修費 （６）維持運営費 （７）事業運営費 （８）附帯雑費 （９）一般事務費 ロ　補助金 （１）補助金 （２）一般事務費 ハ　出資金 （１）出資金 （２）一般事務費	

		ニ　貸付金 （１）貸付金 （２）一般事務費 ホ　基金造成費 （１）事業運営基金 （２）施設整備基金 （３）維持補修基金 （４）維持運営基金 （５）一般事務費 ヘ　給付金事業助成費 （１）原子力立地給付金助成費 （２）給付金加算等助成費 （３）一般事務費	
合　　計		合　　計	

（備考）（１）個別事業ごとに作成すること。
（２）基金処分額、給付金、その他の収入は「二　その他」に記載すること。
（３）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（４）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ　支出内訳等

１．事業名（措置名）

イ　事業費

（１）工事費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）用地費及び補償費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）調査設計費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（４）設備費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（５）調査費、広報費及び研修費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（６）維持運営費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（７）事業運営費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（８）附帯雑費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（９）一般事務費

（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							

その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ロ　補助金

（１）補助金

①補助対象先名

②補助対象事業費の内訳

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	金　額	交付金充当額	備　　考
交付対象経費						
その他						
合　　計						

（備考）（１）イの費目に準じて記入のこと。

（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ハ　出資金

（１）出資金

①出資対象先名

②出資対象事業費の内訳

（単位：円）

種　　別	金　　額	交付金充当額	備　　考

交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）（１）出資対象先の概要（定款・組織・事業内容等）が確認できる資料を添付すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ニ　貸付金

（１）貸付金

①貸付対象先名

②貸付対象事業費の内訳

（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）（１）イの費目に準じて記入のこと。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							

その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ホ　基金造成費

（１）事業運営基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）施設整備基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）維持補修基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

（単位：円）

種　　別	金　　額	交付金充当額	備　　考

交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（４）維持運営基金

①基金名

②基金造成事業費の内訳

（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（５）一般事務費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

ヘ　給付金事業助成費

（１）原子力立地給付金助成費

（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	区　分	金　額	備　　考
		電灯需要家 電力需要家 計		

	事務費等		
	合　計		

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

（２）給付金加算等助成費

（単位：円）

対象市町村名	発電用施設等名	区　分	金　額	備　　考
		電灯需要家 電力需要家 計		
		事務費等		
		合　計		

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

（３）一般事務費

（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

様式第２（第１７条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業計画書

１．交付限度額

（単位：円）

条	対象市町村等名	発電用施設等の名称	交付限度額	備　　考

（備考）（１）条の欄には第５条から第１５条までのいずれかを記載すること。
（２）第５条から第１５条までの交付金を２つ以上申請する場合は、それぞれの交付金の交付限度額について、欄を設けて記載すること。
（３）交付限度額の算定の根拠を記載すること。（記載に代えて資料を添付することができる。）
（４）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

２．交付金事業計画

イ　事業名（措置名）

（事業費　補助金　出資金　貸付金　基金造成費）

（単位：円）

事業名	事業の内容	事業主体	実施場所	開始・完了予定年月日	事業費等	交付金	間接交付金	備考
施設の整備にあっては施設ごとに記載すること。								

（備考）（１）交付金事業の事業ごとに作成すること。

（２）交付金事業が補助金の交付、出資金の出資又は貸付金の貸付けである場合にあっては、当該補助、出資又は貸付対象事業の概要を、基金造成である場合にあっては、当該基金による事業の概要を記入すること。
（３）備考欄については、発電用施設等の名称等を記入すること。
（４）該当すべき事項がないときは、記載を省略することができる。

添付資料
①　交付金事業の実施場所の付近見取図
②　施設等の配置図、平面図等
③　事業費等の積算の根拠（設計積算書´ 見積´ カタログ等）
④　施設等の運営計画が確認できるもの
⑤　事業を行うことが必要な理由、現状と問題点、期待される効果が確認できるもの
⑥　基金造成にあっては、全体計画が確認できるもの
⑦　その他、交付金事業の内容等を確認するために必要な資料（補助金交付要綱、基金条例等）
⑧　間接補助事業を実施する場合にあっては´ 事業の内容等を確認するために必要な資料

（注）（１）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。
（２）⑤については、
イ　様式第８を用いて作成すること。
ロ　同一又は類似の事業を過年度に実施している場合は、当該事業に係る直近の事業評価報告書の写しを添付すること。

ロ　事業名（措置名）
（原子力立地給付金助成費）

（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	項目		計画額	備考
		電灯需要家	数 金額 合計金額		
		電力需要家	契約件数 契約電力をキロワットを単位として表した数		

			金額 合計金額		
		計			
		事務費等			
合計					

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

ハ　事業名（措置名）
（給付金加算等助成費）

（単位：円）

対象市町村名	発電用施設等名	項目		計画額	備考
		電灯需要家	数 金額 合計金額		
		電力需要家	契約件数 契約電力をキロワットを単位として表した数 金額 合計金額		
		計			
		事務費等			
合計					

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。

様式第３（第１９条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業の変更承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　月　日付け第　　号をもって交付決定のあった　　年度電源立地地域対策交付金事業について、別紙のとおり変更したいので、電源立地地域対策交付金交付規則第１９条第３号の規定により承認されるよう申請します。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

電源立地地域対策交付金交付事業（変更）

１　.交付金事業名
２　.交付金事業の事業主体
３　.交付金事業に要する経費（明細は別表のとおり）　（変更前）
（変更後）
４　.交付対象経費　（変更前）
（変更後）
５　.交付を受けようとする額（文部科学省／経済産業省として）　（変更前）
（変更後）
６　.交付金事業の開始及び完了予定日　（変更前）
（変更後）
７　.変更を必要とする理由

（備考）（１）仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」
（２）金額の変更がある場合は、変更後の金額について算出根拠等の変更後の金額が適正であることを証する資料を添付すること。
（３）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別表

Ⅰ　.総括表

（変更前）　（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金 ロ　起債又は借入金 ハ　他の国庫補助金 ニ　その他 ホ　交付金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
合　　計		合　　計	

（変更後）　（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金 ロ　起債又は借入金 ハ　他の国庫補助金 ニ　その他 ホ　交付金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
合　　計		合　　計	

（備考）（１）基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ　その他」に記載すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

Ⅱ　.個表

１～ｎ　.事業名（措置名）

（変更前）　（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金 ロ　起債又は借入金		イ　事業費 （１）工事費 （２）用地費及び補償費	

ハ　他の国庫補助金 ニ　その他 ホ　交付金		（３）調査設計費 （４）設備費 （５）調査費、広報費及び研修費 （６）維持運営費 （７）事業運営費 （８）附帯雑費 （９）一般事務費 ロ　補助金 （１）補助金 （２）一般事務費 ハ　出資金 （１）出資金 （２）一般事務費 ニ　貸付金 （１）貸付金 （２）一般事務費 ホ　基金造成費 （１）事業運営基金 （２）施設整備基金 （３）維持補修基金 （４）維持運営基金 （５）一般事務費 ヘ　給付金事業助成費 （１）原子力立地給付金助成費 （２）給付金加算等助成費 （３）一般事務費	
合　　計		合　　計	

（変更後）　　（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金		イ　事業費	

ロ　起債又は借入金 ハ　他の国庫補助金 ニ　その他 ホ　交付金		（１）工事費 （２）用地費及び補償費 （３）調査設計費 （４）設備費 （５）調査費、広報費及び研修費 （６）維持運営費 （７）事業運営費 （８）附帯雑費 （９）一般事務費 ロ　補助金 （１）補助金 （２）一般事務費 ハ　出資金 （１）出資金 （２）一般事務費 ニ　貸付金 （１）貸付金 （２）一般事務費 ホ　基金造成費 （１）事業運営基金 （２）施設整備基金 （３）維持補修基金 （４）維持運営基金 （５）一般事務費 ヘ　給付金事業助成費 （１）原子力立地給付金助成費 （２）給付金加算等助成費 （３）一般事務費	
合　　計		合　　計	

（備考）（１）個別事業ごとに作成すること。

（２）基金処分額、給付金、その他収入は「ニ　その他」に記載すること。
（３）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（４）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅲ　.支出内訳等

１　.事業名（措置名）

イ　事業費

（１）工事費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）用地費及び補償費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							

その他							
合　　計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）調査設計費

(変更前)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

(変更後)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（４）設備費

(変更前)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

(変更後)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（５）調査費、広報費及び研修費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（６）維持運営費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（７）事業運営費

(変更前)　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

(変更後)　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（８）附帯雑費

(変更前)　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

(変更後)　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（９）一般事務費

（変更前）　　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ　補助金

（１）補助金

補助対象先名　　（変更前）
（変更後）

（変更前）　　（単位：円）

種別		仕様	数量	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

（変更後）　　（単位：円）

種別		仕様	数量	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費						
その他						
合計						

（備考）（１）イの費目に準じて記入のこと。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ　出資金

（１）出資金

出資対象先名　　（変更前）
（変更後）

（変更前）　（単位：円）

種別		金額	交付金充当額	備考
交付対象経費				
その他				
合計				

（変更後）　（単位：円）

種別		金額	交付金充当額	備考
交付対象経費				
その他				
合計				

（備考）（１）出資対象先の概要（定款・組織・事業内容等）が確認できる資料を添付すること。

（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

（変更前）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（変更後）　（単位：円）

種別		仕様	数量	単価	金額	交付金充当額	備考
交付対象経費							
その他							
合計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ニ　貸付金

（１）貸付金

貸付対象先名　　（変更前）
（変更後）

（変更前）　（単位：円）

種別		金額	交付金充当額	備考
交付対象経費				
その他				
合計				

（変更後）　（単位：円）

種別		金額	交付金充当額	備考
交付対象経費				
その他				

合　　計			

（備考）（１）イの費目に準じて記入のこと。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

(変更前)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

(変更後)　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ホ　基金造成費

（１）事業運営基金

基金名

(変更前)　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

(変更後)　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				

その他				
合　　計				

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）施設整備基金

基金名

（変更前）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（変更後）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）維持補修基金

基金名

（変更前）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（変更後）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				

その他				
合　　計				

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（４）維持運営基金

基金名

（変更前）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（変更後）　（単位：円）

種　　別		金　　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費				
その他				
合　　計				

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（５）一般事務費

（変更前）　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（変更後）　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							

合　　計						

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ヘ　給付金事業助成費

（１）原子力立地給付金助成費

（変更前）　（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	区　　分	金　　額	備　考
		電灯需要家 電力需要家 計		
		事務費等		
		合　　計		

（変更後）　（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	区　　分	金　　額	備　考
		電灯需要家 電力需要家 計		
		事務費等		
		合　　計		

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）給付金加算等助成費

（変更前）　（単位：円）

対象市町村名	発電用施設等名	区　　分	金　　額	備　考
		電灯需要家 電力需要家 計		

	事務費等		
	合　　計		

（変更後）　（単位：円）

対象市町村名	発電用施設等名	区　　分	金　　額	備　考
		電灯需要家 電力需要家 計		
		事務費等		
		合　　計		

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）一般事務費

（変更前）　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（変更後）　（単位：円）

種　　別		仕　様	数　量	単　価	金　額	交付金充当額	備　考
交付対象経費							
その他							
合　　計							

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を申請する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

様式第４（第１９条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業の遅延等報告書

年　　月　　日

　　殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

　年　月　日付け第　　号をもって交付決定のあった上記事業の遅延等の状況について、電源立地地域対策交付金交付規則第１９条第５号の規定により別紙のとおり報告します。

別紙１

１　.交付金事業名
２　.交付金事業の事業主体
３　.交付金事業の実施期間　　（変更前）
　　（変更後）
４　.遅延等の理由
５　.交付金事業の交付状況（別紙２）
６　.工程表（変更前と変更後の工程の差異が判断できるよう、色・線種等で区別して記載すること）
　（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙２

交付金事業の交付状況

費目	交付金事業に要する経費（円）			交付対象事業費（円）			交付金の額（円）			
	本年度予定額	翌年度繰越予定額	計	本年度予定額	翌年度繰越予定額	計	本年度受領済額	本年度受領予定額	翌年度繰越予定額	計
計										

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第５（第２０条関係）

年度電源立地地域対策交付金交付申請取下届出書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金の交付の申請を、別紙の理由により取り下げたいので、電源立地地域対策交付金交付規則第２０条第２項の規定により届け出ます。

別紙

１　.交付金事業名
２　.交付金事業の事業主体
３　.交付金事業の交付の申請を取り下げる理由

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第６（第２１条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業実施状況報告書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金事業に関し、電源立地地域対策交付金交付規則第２１条の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

（単位：円）

措置名	交付金事業名	交付金事業に要する経費 ①	支払済額 ②	支払見込額 ①－②	摘　　要

（注）（１）摘要の欄には、実施した具体的事業内容や工事進捗率等を記載すること。
（２）二つ以上の事業がある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（４）交付金事業に要する経費に変更があった場合は、変更後の金額を記載すること。
（５）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第７（第２２条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業実績報告書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業｛は　年　月　日をもって完了（終了、廃止）しましたので／の　年度における実績について｝電源立地地域対策交付金交付規則第２２条第１項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

Ⅰ　交付金事業の実施状況

１．交付金事業名及びその内容
２．交付金事業の開始及び完了月日
３．交付金事業収支状況（明細は別紙のとおり）
４．添付書類
①補助金交付要綱、基金条例等の事業の概要が確認できる資料（申請書に添付している場合は除く。）
②交付金事業の内容等を確認するために必要な資料

（備考）仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。
「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

Ⅱ　総括表

（単位：円）

収　　入		支　　出	
イ　自己資金		交付金事業に要する経費 （うち交付対象経費）	
ロ　起債又は借入金			
ハ　他の国庫補助金			

ニ　その他 ホ　交付金			
合　　計		合　　計	

（備考）（１）基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ　その他」に記載すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

Ⅲ　個表

１～ｎ．事業名（措置名）

（単位：円）

費目		交付決定			実績			差額		
		交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額	交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額	交付金事業に要する経費	交付対象経費	交付金額
支	イ　事業費 （１）工事費 （２）用地費及び補償費 （３）調査設計費 （４）設備費 （５）調査費、広報費及び研修費 （６）維持運営費 （７）事業運営費 （８）附帯雑費 （９）一般事務費 ロ　補助金 （１）補助金									

出	（２）一般事務費 ハ　出資金 （１）出資金 （２）一般事務費 ニ　貸付金 （１）貸付金 （２）一般事務費 ホ　基金造成費 （１）事業運営基金 （２）施設整備基金 （３）維持補修基金 （４）維持運営基金 （５）一般事務費 ヘ　給付金事業助成費 （１）原子力立地給付金助成費 （２）給付金加算等助成費 （３）一般事務費										
	小　　計										
	そ　の　他										
	合　　計										
収入	イ　自己資金 ロ　起債又は借入金 ハ　他の国庫補助金 ニ　その他										
	小　　計										
	ホ　交付金										
	合　　計										

（備考）（１）個別事業ごとに作成すること。
（２）基金処分額、給付金、その他の収入は「ニ　その他」に記載すること。

（３）変更交付決定を受けた場合は、交付決定欄の各項目に、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。
（４）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（５）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。

Ⅳ　経費別内訳書

１．事業名（措置名）

イ　事業費

（１）工事費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）用地費及び補償費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）調査設計費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（４）設備費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（５）調査費、広報費及び研修費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（６）維持運営費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（７）事業運営費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（８）附帯雑費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（９）一般事務費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ロ　補助金

（１）補助金

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）補助対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ハ　出資金

（１）出資金

（単位：円）

種　　別	決　　算　　額	交付金充当額	出資年月日	備　　考
出資金額				

（備考）（１）出資対象先の概要（定款・組織・事業内容等）が確認できる資料を添付すること。

（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ニ　貸付金

（１）貸付金

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）貸付対象事業についてイの費目に準じて記入のこと。

（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）一般事務費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実　績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ホ　基金造成費

（１）事業運営基金

基金名

（単位：円）

種　別		決　算　額	交付金充当額	基金造成年月日	備　考
交付対象経費					
その他					
計					

（備考）（１）基金ごとに記入すること。

（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）施設整備基金

基金名

（単位：円）

種　別		決　算　額	交付金充当額	基金造成年月日	備　考
交付対象経費					
その他					
計					

（備考）（１）基金ごとに記入すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）維持補修基金

基金名

（単位：円）

種別		決算額	交付金充当額	基金造成年月日	備考
交付対象経費					
その他					
計					

（備考）（１）基金ごとに記入すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（４）維持運営基金

基金名

（単位：円）

種別		決算額	交付金充当額	基金造成年月日	備考
交付対象経費					
その他					
計					

（備考）（１）基金ごとに記入すること。
（２）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（５）一般事務費

（単位：円）

種別	仕様	数量	単価	契約者	契約年	実績			完了年月	支払年月日	交付金充当額	備考
						支払	支払	計				

					月日	済額	義務額		日	（予定日）		
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

ヘ　給付金事業助成費

（１）原子力立地給付金助成費

（単位：円）

対象市町村名	原子力発電施設等名	項目		決算額	備考
		電灯需要家	数 金額 合計金額		
		電力需要家	契約件数 契約電力をキロワットを単位として表した数 金額 合計金額		
		計			
		事務費等			
合計					

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（２）給付金加算等助成費

（単位：円）

対象市町村名	発電用施設等名	項目	決算額	備考

		電灯需要家	数 金額 合計金額		
		電力需要家	契約件数 契約電力をキロワットを単位として表した数 金額 合計金額		
		計			
		事務費等			
合計					

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）対象市町村が二つ以上ある場合は、必要に応じ欄を設けること。
（３）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（３）一般事務費

（単位：円）

種　別	仕様	数量	単価	契約者	契約年月日	実績			完了年月日	支払年月日（予定日）	交付金充当額	備考
						支払済額	支払義務額	計				
計												

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を報告する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目の内訳がないときは、記載を省略することができる。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

Ⅴ　財産一覧表

電源立地地域対策交付金交付規則第２８条の財産は、次のとおりである。

（単位：円）

					契約	取得	使用開始	交付金	保管・	耐用	備考

財産の名称	仕様	数量	単価	金額	年月日	年月日	（予定）年月日	充当額	設置場所	年数	
計											

（備考）（１）耐用年数の欄には交付規則第２８条第２項の主務大臣が別に定める財産の処分制限期間を記載すること。

（２）取得年月日は、検収年月日を記載すること。

（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第８（第２２条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業評価報告書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金にかかる交付金事業の成果の評価について電源立地地域対策交付金交付規則第２２条第３項の規定により別紙のとおり報告します。

（注）（１）　別紙は次の事業評価総括表及び事業評価個表の様式によること。
（２）　用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

別紙

Ⅰ．事業評価総括表（　　年度）

（単位：円）

番号	措置名	交付金事業の名称	交付金事業者名又は間接交付金事業者名	交付金事業に要した経費	交付金充当額	備　考

（備考）事業が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。

Ⅱ．事業評価個表（　　年度）

番号	措置名	交付金事業の名称

交付金事業者名又は間接交付金事業者名	
交付金事業実施場所	
交付金事業の概要	
交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策	

とその目標					
事業開始年度	年度	事業終了（予定）年度	年度		
事業期間の設定理由					
交付金事業の成果目標及び成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度　年度
			成果実績		
			目標値		
			達成度		
	評価年度の設定理由				
	交付金事業の定性的な成果及び評価等				
	評価に係る第三者機関等の活用の有無				

交付金事業の活動指標及び活動実績	活動指標		単位	年度	年度	年度
		活動実績				
		活動見込				
		達成度				

交付金事業の総事業費等	年度	年度	年度	備　考
総事業費				
交付金充当額				
うち文部科学省分				
うち経済産業省分				

交付金事業の契約の概要			
契約の目的	契約の方法	契約の相手方	契約金額

交付金事業の担当課室	
交付金事業の評価課室	

（備考）（１）　事業ごとに作成すること。
（２）　番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。

（３）　交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
（４）　交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
（５）　事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
（６）　成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
（７）　評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
　なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
（８）　成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
　なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
（９）　交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記（６）の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
（１０）　評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
（１１）交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
（１２）交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合は必要に応じ欄を設けること。
（１３）交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支え

。いえ

様式第９（第２４条関係）

年度電源立地地域対策交付金支払請求書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付の決定の通知を受けた電源立地地域対策交付金の精算払（第　回概算払）を受けたいので、電源立地地域対策交付金交付規則第２４条第２項の規定により別紙のとおり請求します。

別紙

１．交付金事業名

２．金　　円也

３．その請求額の内訳

４．概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

（精算払の場合）

（単位：円）

交付決定額	確　定　額 ①	概算払受領額 ②	差引請求額 ①－②

（備考）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を請求する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。

（概算払の場合）

（単位：円）

費　　目	交付金事業に要する経費			交付金の額		
	交付金事業に要する経費	支払済額	支出見込額	交付金額	受領済額	受領見込額
１～ｎ．事業名（措置名） イ　事業費 （１）工事費						

（２）用地費及び補償費 （３）調査設計費 （４）設備費 （５）調査費、広報費及び研修費 （６）維持運営費 （７）事業運営費 （８）附帯雑費 （９）一般事務費 ロ　補助金 （１）補助金 （２）一般事務費 ハ　出資金 （１）出資金 （２）一般事務費 ニ　貸付金 （１）貸付金 （２）一般事務費 ホ　基金造成費 （１）事業運営基金 （２）施設整備基金 （３）維持補修基金 （４）維持運営基金 （５）一般事務費 ヘ　給付金事業助成費 （１）原子力立地給付金助成費 （２）給付金加算等助成費 （３）一般事務費						
その他						

合　　計						

（備考）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を請求する場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）該当すべき費目がないときは、記載を省略することができる。
（３）変更交付決定を受けた場合は、交付金事業に要する経費の欄及び交付金額の欄に、変更交付決定された際の該当する金額を記載すること。
（注）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第１０（第２６条関係）

年度電源立地地域対策交付金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年　　月　　日

殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知のありました上記交付金について、電源立地地域対策交付金交付規則第２６条第１項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

１．交付金事業名

２．交付金額（交付規則第２３条第１項による額の確定額）　　円

３．交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

４．消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額　　円

５．交付金返還相当額（４．－３．）　　円

（注）（１）別紙として積算の内訳を添付すること。

（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

様式第１１（第２８条関係）

年度電源立地地域対策交付金事業財産処分承認申請書

年　　月　　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

年　　月　　日付け第　　号をもって交付金の額の確定通知を受けた電源立地地域対策交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、電源立地地域対策交付金交付規則第２８条第２項の規定により別紙のとおり申請します。

別紙

１．処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕　　様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

（注）（１）処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供等の別を記載し、使用の場合はその用途も記載すること。

（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。

（相手方がある場合）

２．相手方

①住所
②氏名
③使用の目的
④使用の場所
⑤使用の条件
⑥その他特記すべき事項

様式第１２（第３０条関係）

年度電源立地地域対策交付金調書

（単位：円）

国		交付金事業者										備　考
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	翌年度繰越額	うち交付金相当額	

（注）（１）文部科学省の交付金及び経済産業省の交付金の両方を受けている場合は、それぞれの交付金についてその内訳を明記すること。
（２）用紙の大きさは、日本産業規格に定めるＡ４とし、横位置とすること。